2023年6月1日発行 第23巻第6号(通巻571号)



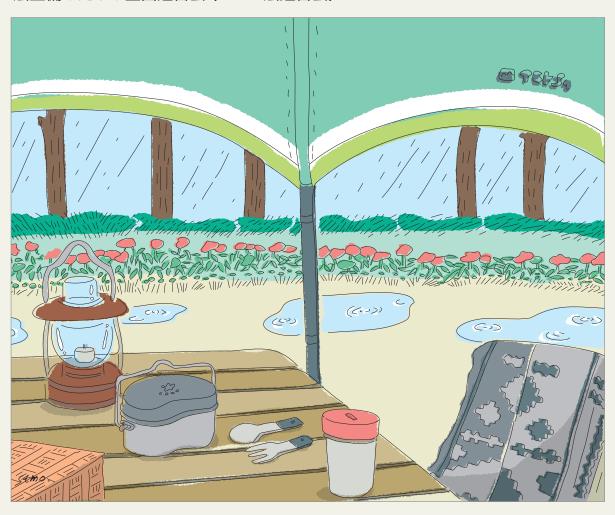
〈特集〉

# 所有者不明土地問題

〈インタビュー〉

第37回 東弁人権賞受賞

一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する 法整備のための全国連合会(LGBT法連合会)





# パワースポット体験



会派執行部の打上旅行で、宮崎県高千穂峡に行きました。 高千穂峡は天照大神の孫が舞い降りた天孫降臨の地といわれ、パワースポットとして有名です。当日の雨予報を覆し、 貸しボートから間近で見る真名井の滝や柱状節理の断崖は 素晴らしかったです。滝の水も浴びて、執行部の締め括り として貴重な体験ができました。

会員 松村 恵梨 (70期)

# LÌBRA

東京弁護士会

**CONTENTS** 

2023年6月号

#### 特集

# 02 所有者不明土地問題

1財産管理制度の概要大伍将史2不在者財産管理制度小笠原友輔3相続財産管理制度稲村晃伸4相続財産清算制度横手 聡5所有者不明土地・建物管理制度岩下明弘6管理不全土地・建物管理制度岩田真由美

#### インタビュー

18 第37回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている 当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT法連合会)

#### ニュース&トピックス

27 • 公開学習会

「行きたい学校に入学したい!~トランスジェンダー学生を取り巻く問題~」実施報告

• 東京レインボープライド2023フェスティバルブース出展報告

#### 連載等

- 24 常議員会報告 (2023年度 第1回)
- 26 東京弁護士会市民会議 第54回 LGBT問題の現状と課題~同性婚訴訟の動向を中心に~
- 27 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京地方裁判所委員会報告「ビジネス・コートについて」 市川 充
- 28 人権問題最前線 第19回 3年ぶりの沖縄調査に参加して~辺野古新基地建設をめぐる現在を知る 小塚陽子
- 29 東弁今昔物語~150周年を目指して~ 第17回 大正デモクラシー(弁護士法改正と弁護士自治) 井上壮太郎
- **30** クローズアップ刑弁 第4回 証拠一覧表はなぜ使いづらいままなのか 赤木竜太郎
- 32 消費者問題の最前線 第7回 事業者ファクタリングと貸金関連規制~札幌高判令和4年7月7日 木本茂樹
- 35 役立つ! 会務活動: vol.7 「密」な関係を目指して 畔山 亨
- 36 東京弁護士会の「同好会制度」 vol.7 有志が集い、新たな東弁公認同好会を設立しましょう。 中島真紀子
- 38 わたしの修習時代:多くの出会いがあった修習時代 71期 牧野輝暁
- 39 74期リレーエッセイ:弁護士という職業と私の今後について 髙木勝瑛
- 40 お薦めの一冊:『はじめての西洋ジェンダー史』 松田亘平
- 41 コーヒーブレイク: 自宅にサウナを作った話 辻田寛人
- 42 会長声明
- 48 インフォメーション

# 所有者不明土地問題

「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」では、本誌4月号・5月号で特集されたとおり、新たに所有者不明土地・建物管理制度および管理不全土地・建物管理制度が導入された。新しい財産管理制度の管轄は地方裁判所であり、東京地方裁判所は、現在、申立に必要な書式を公表している。もっとも、新制度は、特定の「不動産」のみを対象に管理を行うという点で、特定の「人」のすべての財産を管理の対象としてきた従前の財産管理制度と管理の在り方に違いが生じる可能性がある。このような違いが申立準備に及ぼす影響はどのようなものか申立代理人となる弁護士としては気になるところである。

そこで、本特集では、これらの新しい財産管理制度の申立手続、運用直後に予想される管理業務の問題点に加えて、今般、改正された相続財産管理制度、不在者財産管理制度、および新設の相続財産清算人制度の申立手続を中心に、所有者不明・管理不全不動産の問題を解決するという大きな目

的に向けて、所有者不明土地問題PT(令和5年度より、「弁護士活動領域拡大推進本部(リーガルサービスジョイントセンター)所有者不明・管理不全不動産利活用部会」に改組)のメンバーが前2号特集記事の解説とは別の観点から解説する。

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会

#### CONTENTS

1	財産管理制度の概要	2頁
2	不在者財産管理制度	4頁
3	相続財産管理制度	6頁
4	相続財産清算制度	8頁
5	所有者不明土地・建物管理制度	10頁
6	管理不全土地・建物管理制度	14頁

#### 【凡例】

令和3年改正後の民法を「改正民法」、令和3年改正前の民法を「改正前民法」、空家対策特措法を「空家法」、所有者不明土地特措法を「所有者不明土地法」とそれぞれ略記する。単に「民法」と表記した場合には、令和3年改正の対象になっていない条文である。

1

# 財産管理制度の概要

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 大伍 将史 (71 期)



2023年4月に施行された改正民法では、新たに所有者不明土地・建物管理制度(改正民法264条の2~264条の8)、管理不全土地・建物管理制度(改正民法264条の9~264条の14)が創設された。また、相

続財産清算人制度が導入され従来の相続財産管理制度が見直され(改正民法952条2項,957条1項),不在者財産管理制度も業務を適時に終了させる方向での見直しが行われた(改正家事事件手続法146条の2)。

#### | 改正の経緯

この改正の目的は、所有者不明(所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地)や管理不全の土地・建物の発生を予防するとともに、これらの土地・建物の利用を促進する点にある。

所有者不明,あるいは所有者が判明していても所有者による適切な管理がなされていない土地・建物が全国において増加傾向にあり、東京都も例外ではない。

空き地や空き家を放置すれば衛生上などの悪影響をおよぼす恐れがあり、さらに、空き家を放置すれば倒壊により他人に損害を与える恐れもある。しかし、改正前の民法では、「相続人のあることが明らかでない場合」に財産管理人を置くか(民法952条1項)、法人が解散した(みなし解散を含む)が清算人となる者がない場合に、清算人を選任して法人の財産の清算を行う制度があるのみであった(会社法478条2項)。

改正後の民法は、所有者がいても適切な管理がなされていない不動産について財産管理人を選任することを可能にし、財産管理人が適切に不動産を管理することで不動産周辺の治安・衛生への悪影響を軽減し、適切な土地の利活用の道を開くことができるようになった。

#### 2 改正の内容

所有者不明土地・建物管理制度は、調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない場合に、利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらう制度である。

管理不全土地・建物管理制度は,所有者による管理が不適当であるために他人の権利や法的利益が侵害されたり,侵害されるおそれがある場合に,利害関係人が地方裁判所に申し立てることで,その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらう制度である。

また、相続財産清算人は、相続人の有無が戸籍上 不明な場合に、利害関係人が家庭裁判所に申し立て ることで、被相続人の財産を配分することができる制 度である。そして、相続の放棄をした者は、相続放棄 時に占有する相続財産につき、相続人(法定相続人全員が放棄した場合は、相続財産の清算人)に対し 当該財産を引き渡すまでの間、その財産を保存することも明記された(改正民法940条1項)。

#### 3 現制度と新制度の相互関係

土地の所有者の所在が不明である場合には,不在 者財産管理制度等の既存の財産管理制度と,新たに 設けられた所有者不明土地管理制度の要件をいずれも 満たす可能性がある。さらに,土地が管理不全状態 にもあるときには,管理不全土地管理制度の要件も満 たす可能性がある。

このような場合にどの財産管理制度を利用するかについては、手続の目的や対象となる財産の状況、管理人の権限等の違いを踏まえ、個別事案に応じて適切な制度を申立人自身で適宜選択することが想定されている。例えば、不在者の財産全般を管理するとなれば、申立人等の利用者にとって過大な負担となる場合には、私見では、所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度を利用して個々の土地・建物に管理人を選任した方が効率的に財産管理を進められる場合があると考えている(ただし、予想される予納金、その回収の可能性等、その不動産の置かれている状況によっては別の制度を利用する判断はあり得る)。

なお,各制度の対象や手続,権限を比較すると以下 の通りである(次頁表参照)。

不在者財産管理制度の管轄は不在者の従来の住所 地・居住地を基準とするが、所有者不明土地管理制 度の管轄は土地の所在地を基準とするため、今後、管 理人が重複して選任される恐れがある。

この場合,管理処分権は所有者不明土地管理人に 専属するため(改正民法264条の3第1項),不在者 財産管理人は管理処分権を行使することはできない。 「不在者財産管理人等が当該土地について権限を行使 するためには,所有者不明土地管理命令の取消しを 求める必要がある」(村松秀樹=大谷太編著「Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属 法」金融財政事情研究会 221頁より引用)。

						fate and a fitting fate.		
		管理命令に関する裁判所の手続			管理人の権限等			
	管理の	管轄裁判所	公告	所 有	管理命	権限の	土地の処	遺産分
	対象			者の	令の登	専属	分をする	割への
				陳 述	記の嘱		場合	参加の
				聴 取	託			可否
不在者	不在者	不在者の従						
財産管	の財産	来の住所						
理制度	全般	地・居住地	_	_	_	<u> </u>	裁判所の	
(民法25		の家庭裁判					許可	
条~29		所						
条)								
所有者	個々の	土地の所在						
不明土	所有者	地の地方裁		_	$\cap$	$\circ$	裁判所の	×
地管理	不明土	判所			<u> </u>	<u> </u>	許可	
制度(改	地							
正民法	_							
264条の								
2~264								
条の8)								
管理不	個々の	土地の所在					所有者の	
全土地	管理不	地の地方裁	_	()(**)	_	_	同意	$\times$
管理制	全土地	判所					+裁判所	
度(改正							の許可	
民法264								
条の9~								
264条の								
14)								

(出典:法務省「民法の改正(所有者不明土地等関係)の主な改正項目について」スライド43)。

※管理不全土地管理命令の手続においては、原則として所有者の陳述聴取が必要であるが、これにより申立ての目的を達することができない事情があるときは、これを不要としている(新非訟法91条3項1号)。

# 2 不在者財産管理制度

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 小笠原 友輔 (65 期)



#### 1 不在者財産管理制度概要

不在者財産管理人は、不在者(従来の住所又は居所を去って容易に帰来する見込みのない者。民法25条1項)の財産を不在者に代わって管理・保全する者である。相続財産清算人とは異なり、不在者の財産の処分・清算を前提とする制度ではない点に注意が必要である。もっとも、不在者財産管理人は、裁

判所の許可を得れば、不在者の財産を処分すること も可能である(民法28条)。

その制度目的は不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者(推定相続人・債権者等)の利益を保護することにある。実務上,遺産分割や共有物分割,空き家事案,各種債権者による請求・債権回収,不在者の推定相続人による権利保全など,各種の場面で活用されている制度である。

# 2 令和3年度民法·不動産登記法 改正の影響

不在者財産管理制度に関する重要な改正点は、供 託制度の新設である。この点は、「6 管理の終了」の 項にて述べる。

その他には、不在者の所有する土地・建物ないしその共有持分について、所有者不明土地・建物管理制度、所在等不明共有者の持分取得・譲渡制度が導入されたことが挙げられる(改正民法262条の2、262条の3、264条の2~264条の8)。今後、空き家事案や共有物分割事案などでは、どの制度を利用するかを個別事案に応じて検討することになろう。例えば、遺産分割が必要な場合には、従前どおり不在者財産管理制度を利用することになる。また、相当額の不在者名義の預貯金が存在することが判明している場合、所有者不明土地管理人には債権に対する管理権がないことに照らし(改正民法264条の2第2項、同264条の3第1項)、不在者財産管理制度を選択することが多いであろう。

#### 3 選任申立

管轄裁判所は、不在者の従来の住所又は居所を管轄する家庭裁判所である(家事事件手続法145条)。 不在者の所有する不動産の管理等を主たる目的とする場合でも、必ずしもその不動産所在地が管轄を有するわけではない点に注意が必要である。

申立人は、利害関係人または検察官である(民法25条1項)。ここでいう利害関係人とは不在者の財産の管理・保全について法律上の利害関係を有する者をいい、不在者の推定相続人・債権者などがあたるが、単なる隣人や不在者財産の購入希望者はこれにあたらない。もっとも、境界確定を求める隣地所有者、不在者所有空き家の老朽化により被害を被っている隣人、土地区画整理事業等で不在者の財産を買収しようとする国・地方公共団体や土地区画整理組合などは利害関係人にあたりうる。

また, 所有者不明土地法により, 所有者不明土地

(同法2条1項) については、国の行政機関の長又は 地方公共団体の長は、その適切な管理のため特に必要 があると認めるときは、不在者財産管理人選任・相続 財産清算人選任の申立権を有する(同法42条1項)。 さらに、令和5年3月3日に閣議決定された空家法改 正案において、市町村長は、空家等(同法2条1項) につきその適切な管理のため特に必要があると認める ときは、不在者財産管理人選任・相続財産清算人選 任の申立権を有することとされた(同法改正案14条 1項)。

不在者財産管理人は裁判所が適任者を選任するが、 申立書に利害関係のない弁護士を候補者として記載 した場合、その候補者が選任されることがある。もっ とも、不在者の財産が多額である等の事情によって、 申立人が推薦した候補者が選任されない場合もある。

#### 4 予納金の納付

申立人は,管理費用及び不在者財産管理人報酬に 充てるため,申立後,管理人が選任される前に,裁 判所が定める予納金を納付する必要がある。

東京家庭裁判所の場合,標準的な金額は30~50万円と言われている。もっとも、十分な流動資産(現預金等)が存在する場合には納付が不要となる場合がある。逆に、管理費用が高額となることが見込まれる場合(空き家解体が必要な事案など)には予納金の額も高額になる場合がある。

# 5 不在者財産管理人の権限と 所有者不明不動産の管理・処分

不在者財産管理人は不在者の財産全般について、保存行為等(民法103条1号及び2号)をなす権限を有する。これを超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の権限外行為許可を得てこれをすることができる(同法28条)。

空き家事案など、不在者所有の不動産にフォーカス した申立てであっても、不在者の財産全部について 管理することが必要である。 不在者所有の不動産について,小規模な修繕や繁茂樹木の切除など,保存行為に属する行為を行うことは当然にその権限に含まれる。一方,除却や譲渡などの処分行為を行うには権限外行為許可を得なければならない。

許可が得られるか否かは,不在者の帰来可能性,不動産が強制的に処分されることになる可能性,任意売却の相当性,当該不動産の状況や周辺に与える影響,不在者の財産全般の状況など,諸般の個別事情を考慮して裁判所が判断する。不在者の財産が僅少で固定資産税や管理費の支払が困難であるとか,除却・売却しなければ周辺に被害を生じさせることが見込まれるなどの事情は,許可をする方向への積極事由となりえよう。いずれにしても,当然に処分が認められるわけではないことに注意が必要である。

#### 6 管理の終了

管理終了事由は、①不在者の死亡が明らかとなり 又は失踪宣告があったとき、②不在者が自ら財産を管理することができるようになったとき、③不在者が委任管理人を置いたとき、④管理すべき財産がなくなったとき、⑤その他管理を継続することが相当でなくな ったとき, である (民法25条2項, 家事事件手続法 147条)。

不在者財産管理制度では、たとえば、売却により 不動産に関する問題が解決しても、売却代金が残る ことで管理が終了できず、管理が長期化する原因と なっていた。

そこで、こうした場合に生じた金銭を不在者のために供託する運用が一部の裁判所で行われていたが、法改正により、法律上の制度として新設された(家事事件手続法146条の2)。供託によって管理すべき財産がなくなることで、適時に管理を終了することができるようになった。

## 7 結語

不在者財産管理制度や相続財産清算人制度の実務においては、何よりも家庭裁判所との円滑なコミュニケーションが最も重要である。申立人・管理人のいずれの立場であっても、疑問点にぶつかり、方針に悩むことは少なくない。そのような場合、一人で悩まずに、まずは家庭裁判所にきちんと報告して問題意識を共有し、どのような対応が適切かを裁判所と相談・協議しながら申立業務・管理業務を遂行していくべきである。

3 相続財産管理制度

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 稲村 晃伸 (60 期)



#### 1 改正の趣旨

令和3年改正前民法では、相続の段階ごとに、相 続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要 な処分を命ずる相続財産管理制度が設けられていた。 例えば、承認・放棄前の管理人(改正前民法918条 2項)、相続放棄後の管理人(改正前民法940条2項, 改正前民法918条2項)等がそれに当たるが、複数 の相続人が単純承認をしたが遺産分割が未了である場合については規定を欠いていた。他方で、相続人があることが明らかでない場合には、相続財産の清算を職務とする管理人(改正前民法952条1項)が選任される仕組みが用意されていたが、相続財産の保存のみを目的とする財産管理制度は用意されていなかった\*1。

そこで、令和3年改正民法は、相続が開始すれば、

相続の段階にかかわらず、いつでも家庭裁判所は、相 続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要 な処分を命ずることができるとの包括的な規定を設け た(改正民法897条の2第1項)。これにより、今まで 規定がなかった、①共同相続人が相続の単純承認を したが遺産分割が未了で、相続財産の管理を行う者 がいない場合、②相続人のあることが明らかでないケ ースで相続財産の管理を行う者がいない場合について も、相続財産の保存に関する必要な処分をすることが 可能となり\*2、過渡的な状態にある相続財産の保存 に関する統一的な規律が設けられたことになる。

#### 2 申立ての要件

家庭裁判所が、相続財産管理人の選任などの処分を命ずるには、「相続財産の保存に必要」であると認められなければならない(改正民法897条の2第1項本文)。例えば、相続人が相続財産についての管理の意欲を失い、保存行為をしないような場合や相続人のあることが明らかでないためにその物理的状態や経済的価値を維持することが困難な場合などは、処分の必要性が認められる場合がある\*3。

他方,①相続人が一人である場合において、その相続人が相続の単純承認をしたとき、②相続人が複数いる場合において、遺産の全部の分割がなされたとき、③令和3年改正民法952条1項により相続財産清算人が選任されているときは、相続財産の保存に必要な処分はできないとされているから(改正民法897条の2第1項ただし書)、上記①~③に当たらないことも、相続財産管理人を選任する要件とされている。

#### 3 相続財産管理人の権限・義務

「相続財産の保存に必要」な処分とは、改正前民 法918条2項の規定と同じく、相続財産の現状を全 体として維持するために必要な処分を意味し、相続 財産の保存と離れた利用・改良を目的として処分を 命ずることまで予定されていない\*4。そこで、保存の ための相続財産管理人の職務・権限等については、 改正前民法と同じく、不在者財産管理人に関する民 法27条から29条までを準用している。

#### (1) 相続財産管理人の権限

保存のための相続財産管理人が家庭裁判所の許可なく行うことができる行為は、保存行為や目的物の性質を変えない範囲内における利用・改良行為に限られ、これらを超える行為をするときは、家庭裁判所の許可を得る必要がある(改正民法897条の2第2項、民法28条)。相続財産管理人は相続財産に属する財産全般についての管理権限を有するから、相続財産が第三者に賃貸されている場合、相続財産管理人は相続人に代わってその賃料を収受することも可能である。

では、保存のための相続財産管理人は、管理する相続財産中の不動産を売却することができるだろうか。保存のための相続財産管理人は、相続財産の保存のために選任されるものであるから、相続人に代わって、相続財産の一部を売却するなど、相続財産の処分行為をすることは、基本的に想定されていない。例えば、相続財産を保存するための費用を捻出するために相続財産の一部を売却することが必要かつ相当であるという事情がないのに、相続財産の一部を売却するなどの処分行為をすることは、相続財産管理人の職務上の義務に反し、裁判所も許可しないと考えられる\*5。

#### (2) 相続財産管理人の義務

保存のための相続財産管理人には,委任の規定が一部準用されるから(改正家事事件手続法190条の2第2項が準用する家事事件手続法125条6項において準用する民法644条,646条,647条,650条),

<sup>\*1:</sup>村松秀樹=大谷太編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 222頁

<sup>\*2:</sup>前掲・223頁

<sup>\*3:</sup>前掲・225頁

<sup>\*4:</sup>前掲·224頁(注2)

<sup>\*5:</sup>前掲·228頁

相続財産管理人は、善良な管理者の注意をもってその権限を行使しなければならない\*6。

#### 4 相続財産管理人の職務の終了

保存のための相続財産管理人の選任後,①相続 人が相続財産を管理できるようになったとき,②管 理すべき財産がなくなったとき,③その他財産の管 理を継続することが相当でなくなったときは、相続 人、相続財産管理人若しくは利害関係人の申立てに より又は職権で、相続財産管理人の選任の処分は取 り消される(改正家事事件手続法190条の2第2項 が準用する改正家事事件手続法147条)。

なお、相続財産に属する財産の処分等により金銭を生じたが、相続人が相続財産の管理に関心がなく、金銭を相続人に引き渡すことが困難な場合があり、このようなケースで相続財産管理人が当該金銭を管理しなければならないのは合理性に欠ける。そこで、相続財産管理人の職務を適時に終了させるために、相続財産管理人は、相続財産の処分等により生じた金銭につき、相続財産管理人を選任した裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができるとされている(改正家事事件手続法190条の2第2項が準用する同146条の2第1項)。

\*6:村松秀樹=大谷太編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法 | 金融財政事情研究会 228頁

# 4

# 相続財産清算制度

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 横手 聡 (61 期)



土地・建物の所有者が死亡し、相続人が不分明である場合には、相続財産清算人の選任により解決を図ることが考えられる。以下では、952条1項(特に断らない限り改正民法を指す。以下同じ)の相続財産清算人\*1について、令和3年改正を踏まえて簡略に記述する。

#### 1 「相続財産の管理人」からの名称変更

「相続財産の清算人」(952条1項)は、相続財産の確定や弁済等を行う「清算」を目的とするものである。他方で、新設された897条の2の「相続財産の管理人」は、改正前民法918条2項の相続財産管理人(相続財産の保存に必要な処分として選任して

いた相続財産管理人)を基礎として、適用場面を拡張したものである\*2。令和3年改正では、相続財産の保存のための「管理人」と、相続財産の清算を行う「清算人」とを明確に区別するため、改正前民法952条1項の「相続財産の管理人」が「相続財産の清算人」に名称変更された。

#### 2 選仟

#### (1) 選任の請求

相続人のあることが明らかでない場合, 相続財産は 法人となり (951条), 利害関係人は, 相続財産清算 人の選任を請求できる (952条1項)。利害関係人と しては, 相続債権者, 相続債務者, 親族等\*3が考え

- \*1:複数の相続人が限定承認した際に選任される相続財産清算人(936条1項)については、本稿では扱わない。
- \*2:村松秀樹=大谷太編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 227頁
- \*3:大阪財産管理研究会編著「家庭裁判所の財産管理実務」18~19頁

られる。

所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるとき、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が選任請求できることは、明文化されている(所有者不明土地法42条)\*4。また、市町村長は、空家法2条2項の特定空家等(倒壊のおそれがある等の要件を満たす建物)の所有者の相続人が不分明である場合などには、利害関係人として相続財産清算人の選任を請求できると解されている。なお、令和5年3月3日に閣議決定された同法改正案の新14条1項では、市町村長が空家等につき「その適切な管理のため特に必要があると認めるとき」に、相続財産清算人の選任を請求できることを明文化している。

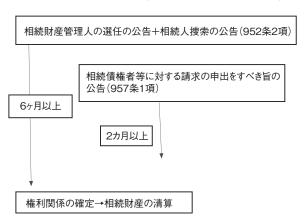
#### (2) 予納金

予納金の額は、事案に応じて異なる。改正前民法 952条1項の相続財産管理人について、予納金は百 万円程度のことが多いと言われてきたが、予納金の額 は、管理対象となる財産の内容・金額、予想される 管理業務の内容・性質、要する費用の見込み額等を 勘案して決められることになるものと考えられ、一般 化は難しい。

#### 3 公告

相続財産清算人の選任後は、公告の手続をとる必 要がある。

改正前は、①相続財産管理人選任の公告(2ヶ月) →②相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の 公告(2ヶ月以上)→③相続人捜索の公告(6ヶ月以 上)→④権利関係の確定という流れで、権利関係の 確定に最短で10か月を要した。そこで、改正法では、 「①選任の公告+③相続人捜索の公告」を一つの公 告で行い、並行して、②相続債権者等に対する請求 の申出をすべき旨の公告を行うことができるようにし た。これにより、権利関係の確定に最低必要な期間 は6か月になった。 なお、952条2項の公告は家庭裁判所が行うものであるが、957条1項前段の公告は、相続財産清算人が官報公告を行う(957条2項・927条4項)。この公告を怠ると、損害賠償責任を負うことがある(957条2項・934条1項前段)。また、知れている相続債権者及び受遺者がもしあれば、個別にその申し出の催告をしなければならない(957条2項・927条3項)。



#### 4 相続財産清算人の権限・業務

#### (1) 管理

相続財産清算人には、不在者財産管理人の規定が 準用される(953条・27条~29条)。

相続財産清算人は、管理すべき財産の目録を作成しなければならない (953条・27条1項本文)。申立書の内容を確認する以外にも、通帳の記載を確認したり、関係者に照会をかけたりして、申立人が把握している以外にも財産がないかどうか調査する必要がある。また、103条に定める行為(保存行為及び利用・改良行為)を行う権限があるが、これを超える行為を行おうとする場合には、家庭裁判所の許可が必要になる (953条・28条)。

#### (2) 弁済

相続債権者や債権額が確定した場合,全額弁済可能な場合であれば全額弁済し,債務超過であれば債権額の割合に応じて配当弁済を実施する(957条2項,929条)。

<sup>\*4:</sup>所有者不明土地の適切な管理のために市町村長等が不在者財産管理人・相続財産清算人を選任請求する場合について、大谷太=渡部みどり「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法における民法の特例の概要」(金融法務事情No. 2103, 48 頁以下)

#### (3) 換価

相続財産の換価方法としては、競売(957条2項・932条本文)のほか、権限外行為の許可を得て任意売却することも可能である。

#### 5 業務の終了

#### (1) 相続人が発見された場合

相続人のあることが事後的に明らかになったときは、相続財産法人が成立しなかったものとみなされる (955条)。この場合、遅滞なく相続人に対して清算に係る計算を行い (956条2項)、財産を相続人に引き継いで業務を終了する。

#### (2) 財産がなくなった場合

弁済(配当弁済)(957条2項・929条),特別縁 故者に対する相続財産の分与(958条の2),残余財 産の国庫帰属(959条)により、管理すべき財産がなくなったときは、清算に係る計算を行い(959条,956条2項)、家庭裁判所に報告して業務を終了する(家事事件手続法208条・125条7項)。

報酬付与申立て(953条・29条2項)は業務終了の目途が立った段階で行い、配当弁済や国庫納付等の直前に報酬を受領する。

#### 6 結語

以上が、相続人のあることが明らかでない場合に 選任される相続財産清算人の概略である。不動産の 所有者やその所在が不明である場合、新設された制 度を勘案しつつ手続選択を行うことになるが、相続 人が不分明で、相続財産全体の清算を行うべきとき には、相続財産清算人の選任申立てを検討すること になる。

# 5

# 所有者不明土地·建物管理制度

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 岩下 明弘 (66 期)



## 1 制度の概要

所有者不明土地管理制度は、裁判所が、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を選任し、当該管理人による管理を命ずる処分(所有者不明土地管理命令)を発することができるというものである(改正民法264条の2第1項)。

所有者不明土地管理人が選任された場合,所有者不明土地管理命令の対象とされた土地等の管理処分権は,当該管理人に専属し(改正民法264条の3第1項),当該管理人の権限は,対象とされた土地及びその土地にある動産(但し,当該土地の所有者が

所有するものに限る。改正民法264条の2第2項)並 びにその管理, 処分その他の事由により管理人が得た 財産(改正民法264条の2第2項, 264条の3第1項) に及ぶ。

また,所有者を知ることができず,又はその所在を知ることができない建物についても,所有者不明土地管理制度と同様の制度として,所有者不明建物管理制度(改正民法264条の8)が創設された。

所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度の改正理由,要件,効力等は,本誌4月号に詳細な説明がされているところ(横山宗祐委員「各論2 新しい管理制度の創設」LIBRA2023年4月号6頁),当該説明を参照されたい。

本誌では、申立て及び管理人による管理の場面で

想定される問題点等を中心に検討を加えるものとする。 また、所有者不明土地・建物管理制度の手続的な事 項は、「6. 管理不全土地・建物管理制度」の項で解 説する。

## 2 申立てに当たっての検討事項

相談を受けた弁護士としては、管理開始要件を充足し、所有者不明土地・建物管理命令の発令を受けることができるか否かの見通しを立てる観点から、

- ① 申立ての経緯・目的(管理人による管理の必要性・ 相当性)
- ② 管理対象の土地・建物の概要, 現状, 管理状況
- ③ 所有者の調査結果、調査過程

等について事実関係を整理することが必要である。

#### 3 申立手続上の論点等

#### (1) 申立権者

申立権者は「利害関係人」(改正民法264条の2 第1項)であり、所有者不明土地管理命令の請求の 対象とされている土地(価値転化物を含む)の管理 についての利害関係を有する者をいうが、いかなる 範囲の者が「利害関係人」に該当するかは、個別の 事案に応じ、制度趣旨を踏まえて判断されることに なる。例えば、以下の者は、利害関係人と認められ る余地がある\*1。

- その土地が適切に管理されないために不利益を被る おそれがある隣接地所有者
- ・土地の共有者の一部が不特定又は所在不明である 場合の他の共有者
- その土地を取得してより適切な管理をしようとする 公共事業の実施者
- 購入計画に具体性があり、土地の利用に利害のある 民間の購入希望者
- 土地を時効取得したとして、所有権の移転の登記を 求める権利を有する者

#### (2) 管轄・担当部

管轄は、不動産所在地の地方裁判所である。 東京地裁の場合、担当部は、民事第22部である。

#### (3) 選任申立書における記載事項

従来の財産管理人の選任申立書には、当事者及び 法定代理人、申立ての趣旨及び理由のほか、事件の 実情を記載しなければならないところ(家事事件手続 法49条2項、家事事件手続規則37条1項)、この申 立ての理由や事件の実情については、簡潔な記載に とどまるものが多かった。

これに対し、所有者不明土地・建物管理制度においては、法人が所有する不動産であっても対象になり得るところ、管理すべき不動産には大規模かつ複雑なものも含まれ、管理人に求められる対応も従来に比べて重くなることも予想される。そこで、所有者不明土地・建物管理人の選任申立書には、管理人が選任後直ちに適切な職務を開始することができるよう、申立人に判明している範囲で、管理対象となるべき不動産の現況及び管理上の問題点等を可能な限り詳細に記載すべきと考える\*2。

#### (4) 費用の予納

裁判所は、管理対象不動産の現況や想定される具体的な管理方法、管理に要する期間、管理に要する 費用、並びに管理人の報酬を確認・検討し、申立人 に対し、適切な額の費用の予納を求めることになる。

今後の各裁判所の実務運用を注視する必要がある。

## (5) 所有者不明土地管理命令と所有者不明建物管 理命令の関係

土地とその土地上の建物のいずれも,その所有者 の所在等が不明の場合には,所有者不明土地管理命 令と所有者不明建物管理命令のいずれも申し立てる 必要がある。この場合,土地と建物の所有者が同じ であれば,同一の管理人を選任しても差し支えないケ ースが多いと思われるが,所有者が異なる場合には,

<sup>\*1:</sup>村松秀樹=大谷太編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 172頁。

<sup>\*2:</sup> 民事第22部のウェブサイトにおいて、説明文書及び申立書式が掲載されているところ、適宜参照されたい。

利益相反を防止する観点から、それぞれ別の者を管理人として選任すべきケースがあると思われる。

#### (6) 管理命令発令までのスケジュール

裁判所は、次の①~③の内容を公告し、かつ、②の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令をすることができない(改正非訟90条2項前段)。また、②の期間は、1か月を下ってはならない(同項後段)。

- ① 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあったこと
- ② 所有者不明土地管理命令をすることについて異 議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象 となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の 期間内にその旨の届出をすべきこと
- ③ ②の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること

裁判所が公告を実施し、所定の期間が経過した結果、その要件が認められるものと判断した場合に、所有者不明土地管理命令が発せられることから、申立てから管理人が選任されるまでに、少なくとも2か月~2か月半程度を要すると見込まれる。

#### 4 管理上の問題点

#### (1) 管理人の権限

所有者不明土地・建物管理人の権限は、条文上は、 従来の財産管理人と同様、保存行為及び性質を変え ない範囲における利用又は改良を目的とする行為に限 定され、これらを超える行為を必要とするときには裁 判所の許可が必要とされている(改正民法264条の3 第2項)。もっとも、所有者不明土地を円滑かつ適正 に利用して所有者不明問題を解決するという制度目 的の達成のため、事案に応じて、権限外許可を得た 上での積極的な業務遂行が期待される。ただし、「6. 管理不全土地・建物管理制度」のとおり、管理不全 土地管理制度及び管理不全建物管理制度においては、 対象の土地・建物の処分について権限外許可をする には、所有者の同意が必要である(改正民法264条 の10第3項、264条の14第4項)。

#### (2) 空家への対応

#### ア 修繕

管理の対象に空家が存在する場合において、当該空家がいわゆる「特定空家等」(空家法2条2項)に該当するなど、そのまま放置することが不適切であるようなケースがある。このような場合、従来の財産管理実務では、建物の性質を変える程度の修繕が必要なときは、家庭裁判所の権限外行為許可を得て修繕を行っており、また、保存行為の範囲内又はその性質を変えない程度の修繕で足りる場合であっても、事前に家庭裁判所に相談したうえで、必要な措置を講じていた。このような対応は、所有者不明建物管理制度でも変わらないものと考えられる。

#### イ 取壊し

所有者不明建物管理人の職務は、所有者不明建物を適切に管理する点にあるから、基本的には、管理の対象である建物を取り壊すことは許されない。もっとも、老朽化や毀損が著しく、もはや修繕困難なときには、裁判所の許可を得た上で、建物を取り壊すことも可能であると考えられる。その判断に際しては、所有者の帰来・出現可能性の他、建物の価値、建物の存立を前提とした場合の管理に要する費用と取壊しに要する費用の多寡、建物が周囲に与えている損害又はその恐れの程度などが総合的に考慮される。

また、建物にアスベストが使用されているときには、 管理人は、建物の取壊しに際し、アスベストの規制 に関する諸法令(労働安全衛生法、石綿障害予防規 則、廃掃法、大気汚染防止法など)に従った対応が 必要となるので注意が必要である。

なお、空家については、空家等対策の推進に関する特別措置法において、市町村が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるための施策が定められている。

#### (3) ゴミ屋敷への対応

近年,空家問題とともに,いわゆる「ゴミ屋敷」が 社会問題化しているが、この点は、特に管理不全建 物管理制度において問題になると思われるところ、「6. 管理不全土地・建物管理制度」において、述べる。

#### (4) 建物内の動産

#### ア 高価品

管理人の権限は、管理対象の不動産にある動産で、 当該不動産の所有者が所有する動産に及ぶところ、 例えば、管理対象の建物内に高価品がある場合には、 管理人の管理処分権が及ぶと同時に、所有者に対し て善管注意義務を負って保管しなければならない。

#### イ 通帳

前述アのとおり、管理人の権限は、管理対象の不動産にある動産で、当該不動産の所有者が所有する動産に及ぶが、銀行預金については管理処分権限が及ばない。そのため、銀行預金を管理することは許されないが、他方で動産である通帳は善管注意義務を負って保管しなければならないのかといった悩ましい問題が生じ得る。

#### ウ 未開封の郵便物

管理人には、郵便物を開封する権限はないと解される。この点、破産管財人は郵便物等を開いて見ることができるが、これは、破産法が破産管財人に特別の権限を与えているからである(破産法82条1項)。通信の秘密やプライバシーの観点に照らして、仮に郵便物の外形から所有者の債権債務が伺われるとしても、管理人が所有者の郵便物を開披することは許されないと解される。

#### エ 処理が困難な動産類が放置されている場合

管理対象となる不動産が工場や事業所などである場合,所有者にとって不要となった資材,商品,未使用の原材料,燃料,薬品類などが,適切な管理をされないまま残置されていることがある。これらの残置物が産業廃棄物(廃掃法2条4項1号)に該当する場合,管理人は,管理する不動産内に残された廃棄物を調査し,将来にわたって当該不動産内で残置物を安全に保管できるかを検討し,それが難しければ,

その社会的役割や公益性に鑑み、保存行為の一環として、処分方法や処分に対する制約等を確認した上で、資格を有する適正な運搬・処分業者を選定し(廃掃法12条5項)、委託契約書の締結(同法12条6項、同法施行令6条の2第4号)、マニフェストの交付(同法12条の3)などといった廃掃法所定の適切な手続を履践することが求められる。

#### (5) 土壌汚染への対応

管理対象となる土地が工場の敷地などである場合には、化学品、金属、廃油等を含む廃液によって、土壌が汚染されている可能性があるところ、土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法が、所有者、管理者又は占有者に対し、一定の場合に土壌調査や汚染の除去等の措置を講ずべき義務を課している(同法3条以下)。

管理人は、その管理する土地について土壌汚染が 判明した場合、管理人の社会的責任及び公益性に鑑 み、関係者や近隣住民の生命・身体・財産等に危害 が生じないよう、財産管理の一環として、汚染の除去 や拡散防止などの必要な措置を講じるよう努める必要 があると解される。

#### (6) 崩壊の危険がある急傾斜地

管理の対象となる土地が急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律2条1項)であり、崩壊の危険があるような場合、管理人としては、まず、当該土地が急傾斜地崩壊危険区域の指定(同法3条1項)を受けているか否かを確認する必要がある。当該指定がなされている場合、管理人は、都道府県において同法12条に定める急傾斜地崩壊防止工事を施工するよう、協議を申し入れることが考えられる。また、当該指定がなされていない場合には、上記工事の前提として、当該指定がなされるよう、都道府県に要望を提出することが考えられる。

#### (7) 不動産の売却

従来の不在者財産管理制度においては、同制度の 目的が本人の財産の確実な保存であることから、単な る管理の便宜や利殖のためにこれを売却することは認められず、特別の事情がある場合に、裁判所の権限外行為許可を得た上で、売却していた。

これに対し、所有者不明土地・建物管理制度においては、所有者不明の不動産の円滑かつ適正な管理を実現するという制度趣旨に照らし、所有者の帰来・出現可能性を踏まえ、その売却が適正な土地又は建物の管理の観点から相当であるかどうか、その売却によって所有者の利益を害することにならないか、売却代金は相当かなどの観点から、裁判所における

売却(権限外許可)の許否が判断されることになると 解される。

#### 5 小括

以上のとおり、実際に申立てや管理人としての管理 をしようとすると様々な問題が生じてくるものと思われるところ、関係各所とも協議をしながら、我が国の 土地や建物を適切に管理するための実務運用を検討、 構築していくことが重要である。

# 6

# 管理不全土地・建物管理制度

リーガルサービスジョイントセンター 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 部会長 岩田 真由美 (55 期)



今回の改正で管理不全土地・建物管理制度が創設され、所有者が判明している不動産についても「土地又は建物の継続的な管理を図ることや、土地又は建物の実際の状態を踏まえた適切な管理措置を講ずること」\*1が可能となったことは、LIBRA2023年4月号の解説のとおりである。制度の概要については同号に譲り、本号では相談を受けた弁護士が、代理人として管理不全土地・建物管理人選任の申立を行う場合の手続を中心に説明する。なお、管理不全土地・建物管理制度に関する規律は、所有者不明土地・建物管理制度に関する規律の多くを準用しており、便宜上、所有者不明土地・建物管理制度の手続に関する事項にも言及し、両者に共通する事項は、単に「管理命令」もしくは「管理制度」と記述する。

#### 1 管理命令申立手続

申立は、令和5年4月1日施行の改正非訟法および

「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非 訟事件に関する手続規則」(令和4年5月13日最高 裁判所規則第13号)(以下「非訟規則」という)に 定める手続に則って行う。予納金については前項を 参照されたい。

#### (1) 管轄

管理不全土地・建物管理命令申立に関する裁判の 管轄も、対象となる不動産の所在地を管轄する地方 裁判所である(改正非訟91条1項,10項)。東京地 裁では、民事第22部が担当部となる\*2。

#### (2) 申立書の記載事項

申立書の記載事項は、以下のとおりである(非訟 規則9条、15条参照)。

- ① 申立ての趣旨
- ② 申立ての原因
- ③ 申立てを理由づける事実

<sup>\*1:</sup>村松秀樹=大谷太編著「Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 198頁。

<sup>\*2:</sup> なお、東京では調停・借地非訟・建築部である民事第22部が担当部であるが、大阪地裁では商事部が担当部とされているように、全国の裁判所によって担当部が異なる。そのため、申立時には各地の裁判所に担当部を確認することが必要である。また、民事第22部のウェブサイトに説明文書、申立書式が掲載されている。

- ④ 当事者の氏名または名称および住所・法定代理 人の氏名および住所
- ⑤ 管理対象となるべき土地建物もしくは管理対象 とされた土地建物の表示

#### ア 申立ての趣旨(①)

申立ての趣旨には、裁判所に求める管理命令の内容を記載する。これまでの実務を参考にすれば、管理対象となる土地・建物を別紙目録に記載し、

「別紙物件目録記載の土地(建物)について管理 不全土地(建物)管理人による管理を命ずる との裁判を求める。」

と記載する。なお、土地及び土地上の建物の両方が 管理不全状態にある場合、管理不全土地管理命令と 管理不全建物管理命令をいずれも申し立てる必要が ある\*3。

## イ 申立ての原因及び申立てを理由づける事実(②, ③)

申立書には、申立ての「原因」と申立てを理由づける「事実」の記載が必要である(非訟規則9条1項、15条)が、管理命令発令の要件とも密接に関連する記載事項であり、裁判所による発令の必要性・相当性の判断を基礎づけるものになると思われる。

発令要件は、「所有者による土地ないし建物の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること」、「管理人による管理の必要があると裁判所が認めること」である。

不在者財産管理人・相続財産管理人の申立書の記載事項について定める家事事件手続法49条2項2号は申立ての理由を、家事事件手続規則37条1項は事件の実情をそれぞれ記載することを求めるが、手続的に簡潔な記載にとどまるものが多かったとされる。これは、管理人選任の必要性を、客観的な資料で明らかにすることが比較的容易であった(例・戸籍によって相続人の不存在が明らかになる、長期間、帰来が

ないという事実の存在により不在者であることが明らかになる)こととも無関係ではないと思われる。

これに対して、新設の管理命令の必要性は事案ご との判断が必要となり、その事案は、類似性はあって も、画一的に判断することは困難である。そこで、裁 判所に管理の必要性を適切に判断してもらうために は、規則が求める事実を詳細に記載し、申立てが適 切な申立権者により行われているか、当該不動産に ついて管理人を選任することが必要な状態にあるかを 明らかにすることが必要であると思われる。

管理状態の悪化については、不動産の現状を示し、 近隣住民等の権利を現に侵害し、または侵害するお それがあるために管理人の選任が必要な状態にあるこ とを記載し、それらを裏付ける資料、たとえば、草木 の繁茂や倒壊の危険性のある塀や建物であることを示 す写真を添付して説明書を作成する、悪臭を放って いる場合であれば、近隣住民の陳述書や自治体への 状況改善の陳情がなされた経緯等を記載した書面を 添付する等が必要であろう。詳細は民事第22部の説 明文書を参照されたい。

なお,所有者不明土地・建物管理命令の申立では, 当該不動産が管理不全の状態にあることに加えて, i.所有者の探索に必要な調査を行っても,所有者 が判明しなかった事実, ii.そのために,当該不動 産を管理する者が存在せず,不動産の管理状態が 悪くなっていることを丁寧に示すことになると思わ れる。

申立権者である「利害関係人」(改正民法264条の9第1項,同264条の14第1項)該当性についても、制度趣旨を踏まえ、事案に応じて適切に判断されるものと考えられており\*4、申立ての理由を基礎づける事実により判断されることになろう。土地の購入希望者は利害関係人に該当しないと解される管理不全土地・建物管理制度と異なり、購入希望者も利害関係人となり得る所有者不明土地・建物管理制度では、後述の(3)に述べる添付資料に加えて、購入計画書等の添付も求められると思われる。

<sup>\*3:</sup>村松秀樹=大谷太編著「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 216頁。

<sup>\*4:</sup>民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案の補足説明 53頁。

#### ウ 当事者の氏名(名称等)(④)

当事者の氏名(または名称)・住所,法定代理人の氏名・住所等,申立に係る者を表示する。所有者の住所と管理命令の対象となる土地・建物の所在地は必ずしも一致しないが,前述のとおり,管轄裁判所は,不動産の所在地である。申立書には,事件の表示(例・管理不全土地管理人選任申立事件)(非訟規則15条,9条2項4号)とともに,管轄裁判所を表示する(非訟規則15条,9条2項7号)。

#### エ 土地・建物の表示(⑤)

管理命令の対象となるべき,若しくは対象とされた 土地建物を表示する。また,当該不動産の所有者の 氏名および住所,その法定代理人の氏名・住所の記 載が求められる。

#### オ その他

申立書に、申立の年月日、附属書類の記載が求められることは、訴状その他申立書と変わるところはない(非訟規則15条、9条2項5号・6号等)。

#### (3) 添付書類

添付書類は、以下のとおりである(非訟規則15条、 11条参照)。

- ① 管理の対象となる土地・建物の登記事項証明書
- ② 管理の対象となる土地・建物に係る地図又は地図 に準ずる図面の写し(電磁的記録でも可)(不動産 登記法14条1項・4項)
- ③ 管理の対象となるべき土地・建物の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面
- ④ 管理の対象となるべき土地・建物の現況の調査の 結果または評価を記載した文書
- ⑤ 管理の対象となるべき土地について登記がされていないときには、当該土地の土地所在図と地積測量図(不動産登記令2条2号・3号参照)
- ⑥ 管理が必要である状況を示す写真等
- ⑦ 管理に必要な費用の見積もり
- ⑧ その他参考資料

# 2 管理不全土地・建物管理命令と 所有者の意見聴取

所有者不明土地・建物管理制度では、所有者が不明であるため発令にあたって一定の事項の公告が必要とされている(改正非訟90条2項参照)のに対して、管理不全土地・建物管理命令の発令には、存在している所有者への配慮が必要となり、発令にあたって所有者の意見聴取が必要である(改正非訟91条3項本文)。意見聴取手続によって管理人選任の申立の目的を達することができないときには、この限りではない(改正非訟91条3項但書)。

また、管理人が選任された後も、対象不動産の処 分や、管理人の解任・辞任、管理費用や管理人の報 酬決定についても、意見聴取が必要とされる(改正 非訟91条3項本文)。そのため、管理人と所有者と の意見が異なる場合は、管理業務に支障を来すおそ れもある。管理人が、第三者に土地を買い取っても らうことが望ましいと判断し、裁判所の許可を得て売 却しようとする場合や、管理不全建物の老朽化が激 しく、取壊し・再築が必要であると判断し、建物取 壊しの許可を得て実行しようとする場合にも所有者の 同意が必要となるが、同意が得られない場合には管理 が進まない。所有者の同意がないという一事を以て管 理の継続を中止するのではなく、本制度の創設趣旨 に基づき公益性の観点から、適切な管理を実現して いくために管理人としてどのような対応ができるか 検討すべきであろう。

# 3 「ゴミ屋敷」問題と 管理不全建物管理命令の活用

所有者が判明していても、何らかの事情で所有者による適切な管理がされない状態が長期間続けば、建物の老朽化や建物が存在する敷地の状態の悪化が進み、公衆衛生・治安の悪化により近隣住民に対して不安を与え、多くの自治体が対応に苦慮する「ゴミ屋敷」問題に発展する。総務省が5年ごと(次回は令和5年に実施予定)に実施している「住宅・土地

統計調査」2018(平成30)年の調査結果によれば、空き家数は、全国で848万9000戸、東京都内でも約81万戸存在するとされ、空き家率は13.6%と過去最高である\*5\*6。統計が示す空家の増加は、将来的に、適切な管理がされず放置された「ゴミ屋敷」問題がさらに深刻化する可能性を示すものであり、新しい財産管理制度の活用で、適切な管理がなされていない不動産の管理状態を改善することが重要である。

管理不全状態にある空き家については、先行する 「空家法」による対応が可能であるが、空家等の所 有者による自主的な管理を期待した行政による助言 等を行い(空家法12条),「特定空家等」に対して、 助言・指導、勧告、命令を行い(空家法14条1項、 2項、3項)、これらの措置に所有者が従わなかった 場合には、行政代執行法に基づく措置を可能にする (空家法14条9項)等、行政が採りうる方法を示した ものにすぎない。また、同法は、あくまでも「建物」 を対象とする点で限界があった。一方、管理不全建 物管理命令の効力は、建物にある動産と当該建物を 所有するための建物の敷地に関する権利に及び(改 正民法264条の14第2項)、建物を必要に応じて継 続的に管理できるだけでなく、管理不全土地管理命 令の申立も同時に行えるため、管理不全状態にある 不動産を総合的に管理できる。令和5年3月3日付で 閣議決定された空家法の改正案では、市町村長に所 有者不明建物管理命令, 管理不全土地·建物管理 命令の請求を認め、助言・指導・勧告等に加え、管理 命令と組み合わせた空き家問題解決の道が開かれる ことになった。

しかし,前述のとおり,管理不全土地・建物管理 命令制度では,所有者の意見聴取が必要とされるた め,管理業務に支障が生じることもある。

#### (1) 建物の修繕・撤去

保存行為および管理不全建物の性質を変えない範 囲内で行う利用又は改良を目的とする行為について は、所有者の同意は不要である(改正民法264条の14第4項、同264条の10第2項)。建物の屋根が落ちかけ、付近の住民に危険を及ぼす状態にある場合には、所有者の同意を得ずに建物を修繕することが可能であろう。これに対して、建物の性質を変える程度の修繕が必要な場合には、裁判所の許可を得て修繕することになる。

「ゴミ屋敷」と呼ばれる状態の建物は、建物自体の 傷みが激しく、修繕よりも解体したほうがよい場合も あるが、所有者の同意がなければ、管理人は建物の 処分や撤去を行うことができない(改正民法264条の 14第4項、同264条の10第3項)。この場合、空家 法に定める建物所有者に対して、市町村長が、建物 修繕の勧告等必要な措置をとり、これに従わない場合 には、一定の要件のもとで、行政代執行により建物の 除却をするという手段が有効であろう(空家法14条 9項)。

#### (2) 建物内の動産の撤去

管理人は、建物内にある建物所有者が所有する動産について、所有者の同意を得ることなく、必要な場合には裁判所の許可を得て廃棄するなどして(改正民法264条の14第4項、同264条の10第2項参照)、建物の状況を改善することができる。

#### (3) 建物が存在する敷地について

管理不全状態の建物が存在する敷地は、建物同様に管理がなされていないことも多い。このような敷地の管理は、管理不全建物管理命令とは別に、管理不全土地管理命令によって対応することになる。

#### 4 総括

幅広い対応を可能とする管理不全土地・建物管理 命令制度の活用により、これまで放置されてきた管理 不全状態にある不動産を適切に管理し、価値のある 利活用に結びつけることが期待される。

<sup>\*5:</sup> https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/kihon\_gaiyou.pdf 2頁

<sup>\* 6:</sup> https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/akiya/pdf/tokyo\_goiken\_all.pdf

# INTERVIEW: インタビュー

# 第37回 東京弁護士会人権賞 受賞

一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている 当事者等に対する法整備のための全国連合会(LGBT法連合会)

代表理事 原ミナ汰さん

LGBTへの差別禁止や同性婚に関する法整備の議論が活発となり、本年のG7議長国である我国が今後どのような対応をしていくのか世界も注目しています。当会人権賞を受賞されたLGBT法連合会の原ミナ汰代表理事に、基本的なことから、既存の制度、最近の判例、今後の課題、弁護士へ望むことなどについて伺いました。

聞き手・構成:中村千之

プロフィール ◆ 2015 年設立。性的指向および性自認に関わる当事者・支援者・専門家の団体 97 団体からなる日本最大の全国連合会として、困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的とした事業を実施してきた。その活動は、当事者が抱える困難の実態を可視化した「困難リスト」の作成、地域会議の開催による当事者・支援者・専門家とのネットワークの構築、経済団体・労働団体との連携による職場における差別禁止の提言や国際団体との協働による署名キャンペーンの展開、LGBT 差別禁止法試案の発表・提案など、多岐に及んでいる。



――「LGBT法連合会」は略称であり、法人の正式名称は、「一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会」です。長い名称が印象的ですが、その経緯をお聞かせください。

通帳とかを作るときに困るんですよね, これだけ 長いとね (笑)。

もう少し端的に目指すものを、パシっと名前にして もいいのではとか、短くLGBTを使ってもいいんじゃ ないかという意見もありました。

ただ、実際、人は千差万別で、L (レズビアン)、G (ゲイ)、B (バイセクシャル)、T (トランスジェンダー) というカテゴリーのどれにも当てはまらないという多様性があるわけです。そうすると、私たちが目指すものを明示するのに、性的指向 (sexual orientation)・性自認 (gender identity) の観点からの説明が必要になります。また、社会的な困難を抱えていることを理解いただくことも必要ですし、活動内容である「法整備」も入れたくて、このように長い名前となりました。

おそらく一般社会の理解が深まってくると、この名称もどんどん短くなったとしても通用するようになるのでしょうね。

— 性的指向 (sexual orientation)・性自認 (gender identity) は、頭文字からSOGIと呼ばれますが、性的

指向とは、男性/女性のいずれを性や恋愛の対象として考えるか、性自認 (gender identity) とは、自分が男性/女性のいずれであると認識しているのか、という理解でよいでしょうか?

そういった考え方が中心的ですが、実際は、その性的指向や性自認の度合いや強弱はさまざまです。性的指向が特にない、性的指向をほとんど感じない、という人もいます。ジェンダーアイデンティティーについても、かつては自分は女性だ、男性だ、と感じることは自明であると思われていましたが、実はそこにも濃淡があったり、「自分は、二つのどちらか一方には収まらない、どこかその中間にいるんだ」と感じる人もいます。

―― LGBT法連合会が編集された「『LGBT』差別禁止の法制度って何だろう?」という本(以下「この本」といいます)を読ませていただきました。これはどのような経緯で作成されたのでしょうか?

性的指向・性自認に関する本の代表的なものに手記や個人史があります。個人の生きてきた道のりを振り返って、自分がどういうふうに社会に適応できなくて、どう悩んだかとか、どういうところで否定されたか、差別されたか、もう死のうと思ったとか、そこをどう乗り越えて今こういう形で生きているのかという、パーソナル・ナラティブのことです。

私たちは、それを踏まえた次のステップとして、SOGIに関連した困難に直面している人たちが相談できる制度や、法的保護が得られるよう、現状の改善につなげるための本を考えました。かつては、そういう者を受け入れる制度は全く必要ないと切り捨てられてきたのですが、そこを乗り越えるための本であり、試みです。



渋谷区「パートナーシップ証明書」



世田谷区「パートナーシップ宣誓書」(左),「パートナーシップ宣誓書受領証」(右)

— この本の巻末に、「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)」があり、(a)子ども・教育、(b)就労、(c)カップル・養育・死別・相続、(d)高齢、(e)医療、(f)公共サービス・社会保障、(g)民間サービス・メディア、(h)刑事手続、(i)その他、といった各場面に分類して、直面する困難が端的に記載されています。このリストは、どのような経緯で作成されたのでしょうか?

自分もそうですが、LGBTQはさまざまな困難に直面しても、誰も助けてくれないという状態が長く続いたんですね。どうしたら、周囲から援助が受けられるのかと考えたとき、さまざまな方々に私たちが直面する困難を広く理解していただくことが重要だと考えました。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の制定時にも、自分の身元を明かすと加害者から追跡されてしまうので身分を明かせない被害当事者がほとんどのなかで、どうやってDV防止法の法整備につなげたかを伺ったところ、困難のリストを作ることが役立ったことを知り、私たちも、困難リストをまとめようと考えました。

もう一つ参考になったのは、国連のUPR\*1です。 審査の中には、性的指向や性自認を含めたさまざまな困難事例が出てきますが、それがさまざまなジャンルに分けられて、きちんと分類されているんですね。 私たちが直面する困難を、いっぺんに伝えるってとても難しいので、そういった分類なども参考にして、よりわかり易い形で私たちの直面する困難を伝えようと思いました。 ―― 渋谷区の「パートナーシップ証明書」/世田谷区の「パートナーシップ宣誓書」「パートナーシップ宣誓書受領証」があります。「法的効力がない」ということですが、この点は、どのようにお考えでしょうか?

確かに、社会保障、税制上の優遇など、結婚すれば国から当然付与される権利は何も得られません。それでも、証明を出せば結婚に準じた扱いをする職場は徐々に増えていますし、一方が病気をかかえていたりして、「待ちに待っていた」、「何かしらの証(あかし)が必要だ」と考えていた人たちにとっては、朗報です。一方、法律上の婚姻のような法的効力がないことで、逆に、若い世代の人たちにとっては、「よりパートナーシップを結びやすい」という受け止め方もあるようです。

もう一つの副産物として、自治体が導入したことで、それまで悩みに悩んでいた親御さんが我が子を受け入れやすくなったとも聞くので、地域の啓発効果は大きいですね。一度は「もうあなたなんか知らない」とか、「死ねばいい」なんて言っていた親が、「本当にあなたたちの時代が来たね」と温かい言葉をかけたり、「自治体がこんなことをしてくれるんだ」、という、うれしい驚きもあったようです。ほかにも、裁判判決のなかで、社会が着実に変化していることの証として、全国の導入状況が考慮されたり、この制度導入が自治体の条例改正を後押しするなど、地域の暮らしやすさは確実に改善に向かっています。他方、「パートナーシップ証明を見せたら、却って差別された」などの問題を解決するには、「差別をしてはいけない」と明示する法律が必要になりますね。

<sup>\*1:</sup>国連加盟国における人権状況を審査する制度,詳しくは外務省ウェブサイト UPR(普遍的・定期的レビュー)の概要 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken\_r/upr\_gai.html

# INTERVIEW: インタビュー

―― 令和4年11月30日 東京地方裁判所は、原告らの 請求は棄却したものの、「現行法上、同性愛者についてパ ートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、 同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、 個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず, 憲法24条2項に違反する状態にあるということができる。 しかしながら、そのような法制度を構築する方法について は多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられて おり、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同 性間の婚姻を含める方法に限られない(現行の婚姻制度 とは一部異なる制度を同性間の人的結合関係へ適用する 制度とする方法や、同性間でも利用可能な婚姻に類する 制度を別途構築する方法を採ること等も可能である。)こ とからすれば、同性間の婚姻を認めていない本件諸規定 が憲法24条2項に違反すると断ずることはできない。」旨 の判断を示しました。この判決については、どのようにお 考えですか?

(裁判は) 札幌, 大阪, 東京という順番で判決が出ていますけれども, それぞれ温度差がありますね。今回の令和4年11月末の判決に関しては, 札幌の判決\*2と照射する角度は違うけれども, 憲法違反の状態にあり, 不利益があるんだということをはっきりと書いてくれているところは大きな後押しだと思います。

ただし、違憲と断ずることはできない、という判決 結果に、個人的には満足できませんし、控訴審で、 裁判所にはしっかりとした判断をしてもらいたいです。

――この本の中で、原さんは、「家族的つながりの再生」 を今後の課題の一つにあげられていますが、これはどの ようなことでしょうか?

例えば、子どもが家族でいろいろ期待されて育ってきて、いい子だね、優秀だね、将来は○○になってほしい、と親は望むわけですが、カミングアウトがその期待を壊してしまう結果になったりする。そうすると、それを壊したくないから親にも言えない。親に自分のことを言えないままだと、子どもは、最後のセーフティーネットも使えなかったりします。そのうえ、「カミングアウトすることで家族を壊しているんだ」と、世の中は本人たちを非難するわけです。

でも、本来はそうではなくて、「育て方が悪かったのかもしれない」、「もともと欠陥があるのかもしれない」、「こういう子は否定しなきゃだめなんだ」などと頭から否定する差別的な社会通念が、家族間のつながりに亀裂を入れているわけです。

もう何十年も親に会ってないという人もたくさんいるなかで、そこは何とか救済していかなければならない。その社会通念をひっくり返すことができれば、我が子をそのまま受け入れ、家族のつながりも再生されると思っています。

―― 今後の活動の展望や弁護士に対する期待などがあれ ばお聞かせください。

日本は本年G7の議長国です。G7を契機に、ぜひ日本政府に、「とにかくLGBTへの差別をしてはならないんだ」ということを、きちんと書いた法律を通してもらいたいです。社会保障をはじめ、対等な市民として、社会的に公正な取り扱いを保障していただきたいです。私たちも、十分に社会貢献をする意欲満々ですので。

弁護士の皆さんに期待したいのは、私どもがアライと呼んでいる支援者、味方になっていただくことです。 いざというときに味方をするよ、という先鋒になって いただけるアライはやっぱり弁護士の皆さんだと思うん です。司法関係の方々は、その大変さとか不当性とか を、よく分かっていると思うんです。

ただ、相談現場でよく起きることですが、差別をお それて、地方公共団体のパートナー証明制度等を利用 できないとか、挨拶状も出せないカップルもいるなかで、 「本当にあなたたちはカップルなの?」みたいなことを 疑われると本人たちはすごく傷つくんですね。事実婚 の存否は社会通念によって決まるということですが、 同性間で事実婚だといえるためにはどのような事実の 立証が必要なのかなどについて、今後も弁護士の方々 と意見交換しながら詰めていきたいです。

―― 本日は、お忙しい中、インタビューの時間をとって いただきありがとうございました。

ありがとうございました。

<sup>\*2:</sup> 令和3年3月17日 札幌地裁判決:原告らの請求は棄却されたものの、判決理由中において、「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府が広範な立法裁量を有することを前提としても、その裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。したがって、本件規定は、上記の限度で憲法14条1項に違反すると認めるのが相当である。」と示した。

#### ニュース&トピックス

# **News & Topics**

## 公開学習会

## 「行きたい学校に入学したい!~トランスジェンダー学生を取り巻く問題~」 実施報告

性の平等に関する委員会委員 小沼 千夏 (66期)

#### 1 概要

2023年3月10日(18時~20時30分)オンラインにて、性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチームは、トランスジェンダーの学生を大学で受け入れるにはどのようにすればよいのかを考えるため、「行きたい学校に入学したい!~トランスジェンダー学生を取り巻く問題~」をテーマに公開学習会を開催した。前半は、委員からの基調講演の後、トランスジェンダー女性の受け入れを表明した日本女子大学において学内の議論を牽引された小山聡子教授、大学として初めてトランスジェンダー学生にかかるガイドラインを制定した筑波大学において「LGBT等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」の策定を担われた河野禎之助教、そしてトランスジェンダー当事者としてRainbow Tokyo 北区代表であり、プライドハウス東京のメンバーとして活動を行われている時枝穂氏にご講演いただき、後半はパネルディスカッションを行った。

#### 2 講演

市川尚副会長(当時)の挨拶の後,本多広高会員,時枝穂氏,河野禎之助教,小山聡子教授が順に講演を行った。

本多会員は、性別についての法と現実について概説した。 時枝氏には、トランスジェンダーの当事者として、性の ゆらぎや大学生活の困りごとなど、ご自身がご経験された 様々な困難についてお話しいただいた。

河野助教には, 筑波大学におけるガイドラインの策定に 関し, 支援の意義や現状についてお話しいただいた。

小山教授には、日本女子大学におけるガイドライン策定 の中で大切にしたことや経緯についてお話しいただいた。

#### 3 パネルディスカッション

講演に続いて,講師3名と金城美江委員とのパネルディスカッションが行われた。学内手続きにおける性同一性障害の診断書の要否,学籍上の性別変更を戸籍上の性別変更より先行させるか否か,相談窓口の在り方,秘密保持と



学内の情報共有、居場所づくり、個別的な対応の重要性と難しさ、大学生活のその先の就職活動などについて、各大学の考え方や実施状況、課題、そして、それらを当事者、学外の支援団体として時枝氏はどう感じるか、何をハードルと感じるか、どうあれば良いと思うか等について意見交換が行われた。

#### 4 まとめ

パネルディスカッションの後、山本真由美本委員会委員長(当時)の総括をもって本学習会は終了した。

今回は、小山教授や河野助教のご講演により、大学におけるトランスジェンダー学生の困難に関する熱心な取組みを非常に多角的に知ることができた。そこにトランスジェンダー当事者である時枝氏の見解が加わることにより、より一層深い知見を得ることができた。

2022年度もオンライン形式によったが、参加者は2021年度に引き続き36名という多数に上った。ウェビナーの機能を利用したアンケートの回収率は約60%で、回答者の約80%から「とてもよかった」又は「よかった」との評価を頂いた。2023年度以降も引き続き、セクシュアル・マイノリティに関する知見を深めることができる公開学習会を開催していきたい。

## 東京レインボープライド 2023 フェスティバルブース出展報告

性の平等に関する委員会副委員長 金城 美江 (67期)

#### 1 イベント概要

東京レインボープライドは、特定非営利活動法人東京レインボープライドの開催する、LGBTQをはじめとするセクシュアル・マイノリティの存在を社会に広め、「"性"と"生"の多様性」を祝福するイベントで、アジア最大級のセクシュアル・マイノリティ関連イベントです。1994年に東京で日本初のプライドパレードが開催されたことを契機に、2012年から毎年開催されています。

東京レインボープライド2023では、「変わるまで、続ける」をテーマに、2023年4月22、23日に代々木公園でのプライドフェスティバル(のべ動員数22日:10万人、23日:13万人)と、23日の渋谷周辺でのプライドパレード(参加者1万人/梯団数39)が実施されました。

#### 2 当会の出展ブースの様子

性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチームは、2023年4月22、23日の2日間にわたり、プライドフェスティバルにブース出展しました。昨年度に初めて行った取組みですが、今年度は、東京三弁護士会多摩支部レインボーメンバーズにもご協力いただき、当会や多摩支部のセクシュアル・マイノリティの法的問題に対する取組みを広く来場者にアピールしました。具体的には、当会の運営するセクシュアル・マイノリティ電話法律相談や多摩支部のレインボー相談のチラシ、よくある相談



黒嵜副会長、山下副会長と当プロジェクトチームメンバー

例をまとめたQ&A冊子を配布して弁護士へのアクセスを 促し、当会が出版したセクシュアル・マイノリティに関する 書籍や、当委員会が毎年実施している公開学習会、セクシュ アル・マイノリティの人権問題に関して当会が発出した意 見書や会長声明等の当会の取組みの紹介をし、あわせて、 ボードに付箋でメッセージを受け付けました。反響は大きく、 チラシは終了時刻前には全て配布し終え, ボードには貼り 切れないほど多くのメッセージをいただきました。ボードへの メッセージや来場者との会話の中で、婚姻の平等やトランス ジェンダーに対する差別禁止を求める切実な声や、当会の 取組みへの応援などの声がありました。また、過去の公開 学習会等に登壇いただいたセクシュアル・マイノリティ当事者 や支援団体、他の単位会の弁護士にもブースに立ち寄って いただき、各団体の取組み状況や今後の課題を共有するこ とができました。このような活動により、今回のブース出展 では、当会の活動をアピールできたほか、今後の取組みの 参考となるご意見等を把握でき、加えて、当会がセクシュ アル・マイノリティの問題に取り組む意義を再認識する機会 となりました。

筆者の待機時間帯には、「将来LGBTQの問題に取り組む 弁護士になりたい」「セクマイ専門の弁護士がいて嬉しい」 と来場者から声を掛けられ、活動の励みになりました。

当委員会では、今後もセクシュアル・マイノリティの問題 に対する取組みの拡充に努めます。



来場者からいただいたメッセージ

第54回

# 東京弁護士会市民会議

2023年2月21日開催

議 題

LGBT問題の現状と課題 ~同性婚訴訟の動向を中心に~ 市民会議委員一覧 (8名) \*敬称略,肩書は2023年2月21日現在

磯谷 隆也 (富士倉庫運輸株式会社取締役)

大坂 恵里 (東洋大学法学部法律学科教授)

大島 博(東京商工会議所副会頭)

清水 秀行(日本労働組合総連合会事務局長)

中島 京子(小説家)

山本 一江(消費生活専門相談員)

渡部 尚(東村山市長)

渡辺 勉(朝日新聞社編集担当補佐)

#### 1 概要

2022年度第1回 (LIBRA2022年11月号掲載) に続き,第2回の市民会議が,2023年2月21日(火)17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され,「LGBT問題の現状と課題~同性婚訴訟の動向を中心に~」というテーマで意見交換を行った。

意見交換に先立ち,前回の市民会議のテーマであった「再審法改正関係」及び「家族法制改正関係」の 進捗状況やこれらに関する当会の動き等の報告,併せ て東京弁護士会人権賞の概要と2022年度の受賞者に 関する説明がなされた。

## 2 LGBT問題の現状と課題 ~同性婚訴訟の動向を中心に~

当会のLGBT問題への取り組み(会内規律の整備、 意見表明、委員会の活動、PRIDE指標への応募、 セクシュアル・マイノリティ週間の実施、人権賞など)、 近年のセクシュアル・マイノリティの法的問題の主な 動向、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の動向など について説明後、委員の方々にご意見を伺った。

LGBTの問題については、特定の人々の問題ではなく広く人権の問題としてとらえるべきであるが、日本は人権についての理解や教育が足りないと感じることが多いとの懸念が示された。LGBT理解増進法案についても、議論が始まってから時間が経過し、裁判も進んだにもかかわらず、未だに差別の禁止を設けていないということは問題である、理念を定めるだけでは根本の解決にならないので、禁止が難しいのであれば、人権侵害救済法のようなものを設ける必要があるのではないかとのご意見があった。

また,職場に圧倒的に男性が多い環境では,女性に対する配慮すら不十分で,マイノリティへの配慮は遅れているのが現状であり,早急に取り組むべき課題と認識した,市民の中には伝統的婚姻観が根強くある

のも事実なので、理解増進も課題だ、とのご意見もあったが、周囲にLGBTが多い環境では、自然に感じるようになるので、伝統的な考え方というのは、思い込まされているところもあるのではないかとのご指摘もなった

市民会議では2018年にも同テーマで意見交換を行っているところ、わずか4、5年で雰囲気や世論が変わっており、弁護士会として同性婚を認めるための法改正を求めるなど、議論を盛りあげて欲しい、当事者が不利益を被っている一方で、同性婚を認めて不利益を被る人はいないのではないかといったご意見もあった。

昨年「東京都パートナーシップ宣誓制度」が施行され、自治体でも対応が進んでいることの紹介があったが、同制度はアウティング等への救済措置がないため、各自治体における今後の課題も示された。足立区では、パートナーシップ制度を更に一歩進めてファミリーシップ制度を作ったことで、親も子も含めた申請が可能となっていることが紹介された。また、同区で作成した「LGBTを知る本」は、当事者のみならず、周囲(学校の先生、親など)からの意見も書かれていることが特徴で、かような当事者以外周囲の視点も含めた広報がもっとあると良いとのご意見もあった。

当会のLGBT問題への取り組みは、基本的人権の 擁護を使命とする弁護士会らしい取り組みとの評価も いただき、当会の委員会名が「女性の権利に関する委 員会」、「両性の権利に関する委員会」、「性の平等に 関する委員会」と変わってきたというのは興味深いと のご意見もあった。地方自治体、企業、大学などそれ ぞれが行っている取り組みを後押しに、今後も当会と して同問題に真摯に取り組んでいく必要性を改めて 認識した。

\*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/

## 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

令和5年2月2日開催 東京地方裁判所委員会報告 「ビジネス・コートについて」

東京地方裁判所委員会委員・会員 市川 充 (47 期)

令和5年2月2日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「ビジネス・コート」です。

#### 1 裁判所からの説明

まず,令和4年10月に開設された「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎」(通称:ビジネス・コート)の概要とビジネス・コートが目指す裁判について,ビジネス・コート担当の所長代行から説明がなされました。

ビジネス・コートは、中目黒駅から徒歩8分ほどのところ、有名な目黒川の桜並木沿いに位置しています。 庁舎デザインも、自然景観と調和するよう、また桜をイメージしたデザインが随所に施されています。庁舎の正面には広場が設けられ、通勤や散歩をする周辺の住民の人たちにも開放されています。

ビジネス・コートは、ビジネスに関係する裁判を集中して取り扱う、わが国で初めての裁判所です。取り扱われる事件は、商事部、知的財産部、倒産部の3つの専門部の対象事件となります。ビジネス・コートは、Professional (専門性)、Speedy/Accessible (迅速性・アクセス容易性)、International (国際性)をコンセプトにし、ビジネス分野で世界に選ばれる裁判所を目指しているとのことでした。

令和4年5月に民事訴訟法が改正され、裁判の期日のウェブ会議による対象範囲が順次拡大し、今後は、書面のインターネット提出や事件記録のデジタル化などが予定されています。ビジネス・コートは、ウェブ会議用ブースを整備するなど、他の裁判所に先駆けて先端の設備を取り入れています。

裁判所からの説明の後は、庁舎内を案内され、裁 判官室の中にある防音効果の高いウェブ会議ブースや 大型テレビモニターのあるラウンドテーブル法廷など を見学しました。

#### 2 意見交換

その後の意見交換では、次のような委員の質問意見 とそれに対する裁判所の回答・コメントが出されました。 専門委員や裁判所調査官について質問があり、前者は知財事件における弁理士や商事事件で株価算定をする公認会計士のように裁判所外の専門家を手続の中で活用するのに対し、後者は知財部における調査官のように特許庁からの出向者で裁判所内部の職員として活動するとの説明がありました。

デジタル化への移行での裁判官や職員の教育に関する質問に対しては、ITリテラシーは世代間に差があり、マニュアルや動画を使って知識の充実を図っているとの回答がなされました。

セキュリティについての質問に対しては, 万全を期しているが, 重要な問題であるとの回答がありました。 デジタル化と本人訴訟の対応については, 今後デジタル化が進むと本人訴訟も増えてくる可能性があり, 本人サポートの重要性が増してくるとの回答がありました。

ネット社会が進むと個人ビジネスが増え、国民への 身近なコートにするためにビジネス・コートの周知が もっと必要ではないかとの意見がありました。裁判所 からは、開庁前からメディアに披露してテレビなどで 取り上げてもらったり、ユーチューブなどでも動画が 流れたり、「裁判所としては結構頑張っている」との コメントがありました。

国際競争力の強化に関しては、日本の裁判はこれまで無事故無違反のディーゼル列車のイメージだったが、今後、デジタル化によって紙や場所といった物理的な呪縛から解かれ、審理時間等も短くなり、国際競争力もついていくのではないかとの議論もなされました。

3 次回令和5年6月6日のテーマは「18歳・19歳の 若年層を意識した裁判員裁判の広報活動」となり ました。

地方裁判所委員会,家庭裁判所委員会で取り上げてほ しい話題やご意見等がありましたら,下記当会バックアップ 協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先:司法調査課 TEL 03-3581-2207



# 人権問題最前線

# 第19回 3年ぶりの沖縄調査に参加して ~辺野古新基地建設をめぐる現在を知る

人権擁護委員会委員 小塚 陽子 (58期)

2023年1月27日から30日にかけて実施された人権 擁護委員会沖縄問題対策部会による沖縄調査に参加 した。この調査は、新型コロナウイルス感染症問題の ため、やむなく中止となっていたが、今回、3年ぶりに 実施されたものである。

### 1 沖縄県庁にて

まず,前半は,知事公室辺野古新基地建設問題対 策課の方から,辺野古新基地建設問題の現状につい て話を聞いた。県が辺野古新基地建設に反対している 主な理由は,国土面積の0.6%の沖縄に米軍専用施設 の70.3%が集中しているため,普天間基地を辺野古へ 移設しても沖縄の過重な基地負担は軽減されないこと, 辺野古・大浦湾の豊かな自然環境保全の観点からも, 7割を超える県民が反対の意思を示していることにある (同課作成の資料による)。また,建設予定地の軟弱 地盤の問題,県による公有水面埋立変更承認申請不 承認処分とその理由,不承認処分後の国との間の訴訟 の状況等についても説明を受けた。

後半は、戦没者の遺骨収集に関する状況がテーマであったが、県の子ども生活福祉部保護・援護課の方によると「沖縄における第二次世界大戦時の戦没者は19万人弱と推計されており、推計値を基にしただけでもなお2700柱を超える戦没者の遺骨が眠っている(令和3年現在)。しかし、遺骨収集は、遺族や戦争体験者の高齢化により情報収集が難しくなっていることに加えて沖縄の高温多湿気候のため、遺骨からDNA鑑定に必要な資料を抽出することも困難な問題に直面してい



辺野古高台から辺野古埋立区域を臨む

る」とのことである。この問題については、辺野古新 基地建設埋立てについての賛否にかかわらず、県民の 中には戦没者の遺骨が含まれる土砂を使用すること自 体に抵抗がある人もいる。実際の遺骨収集作業は主に 県内外の個人のボランティアによって行われている現状 にあるところ、県民の気持ちを尊重した実践につなげ ていく体制が十分に整っているのだろうかと考えた。

## 2 辺野古現地へ

沖縄県庁から辺野古に移動し、沖縄の防衛力強化の監視活動を続ける奥間政則氏から、辺野古新基地建設の現状と問題点についてレクチャーを受けた。新基地計画の埋立区域は軟弱地盤であるし、新基地の滑走路地下を貫く辺野古断層と大浦湾に突き出す護岸に沿って海底に迫る楚久断層がいずれも活断層である可能性があり、専門家からも「震度2以下の地震でも構造物の安定を保てないおそれがある」と指摘されている。そのうえ、その2本の断層に挟まれたエリアに辺野古弾薬庫が位置しており、もし地震が起こったら、弾薬庫内の有害な薬品が漏出したり爆発事故が起こる等の危険はないのだろうかと恐ろしくなった。

その後、奥間氏の案内で、辺野古浜に降りた。目の前には美しい海、砂浜にはサンゴのかけらが打ち上げられている。しかし、左の方に目を向けると、様相が一変し、金網のフェンスが伸び、その内側で埋立工事が進められている。また、キャンプ・シュワブの第2ゲートの前を経て、瀬嵩燈台跡にのぼり、埋立区域を俯瞰すると、巨大なテトラポット(通常は2トンであるが辺野古では20トン相当のものが使われている)が敷設されている状況が目に入る。悔しい思いが込み上げた。

## 3 最後に

今回,初めて沖縄調査に参加したが,現地を訪れ,辺野古新基地建設の現状の一端を見ることができた。ここで進められていることは,防衛政策の問題など日本がどこへ向かおうとしているのか~という問題と繋がっている,東京で暮らす私たちもきちんと向き合う必要があると感じた。

司法改革総合センター・東弁歴史研究会 連載

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第17回 大正デモクラシー(弁護士法改正と弁護士自治)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 井上 壮太郎 (63 期)

- 1 明治26年に弁護士法が公布され、東京弁護士会が設立。明治30年には、任意団体として日本弁護士協会が設立されました。司法制度の根幹に触れるような改革意見は日本弁護士協会によって行われましたが、その中心的活動家は東弁会員であったため、司法行政の諸問題についても東弁の名で決議や建議を行うことが多かったようです。
- 2 大正2年2月18日の常議員会では、①弁護士から判事になった者の官等が低く制限されている勅令の廃止、②判検事ならびに弁護士試験の試験委員を司法省の高等官及び判検事中から選任するとの規定を廃止して、試験委員の半数は弁護士から選任すること、③刑事法廷における弁護人の位置を検事席と同等にすることなどを内容とする「弁護士優遇に関する建議」を司法大臣に提出することを決議しました。
- 3 刑事法廷の弁護人席を検事と同等にせよというのは、検事と弁護人が刑事手続きにおいて対等であることを要求するものです。この当時は、裁判所内に検事局が付設されていたこともあり、低い席に座らされた被告人と弁護人は、高い席に並んで座った裁判官と検事から裁判をされているような様相でした。また、検事が論告をするにあたり、起立に応じなかった被告人が退廷を命じられたり、弁護人が被告人と接見する際に検事の立会を要求される事態も発生し、多くの弁護士が、人権擁護、公平な裁判の観点から、弁護人の地位向上を求めるようになりました。
- 4 さらに、治安取締りに関する法令も強化された時期でした。

明治33年3月10日に公布された「治安警察法」は、

- 事実上、労働者処罰規定となっているなどと批判されていたところ、大正11年2月に政府が帝国議会に提出した「過激社会運動取締法案」に対して東弁有志や日本弁護士協会が反対し、廃案に追い込みました。大正12年9月に公布された「治安維持令」に対しても激しく反対運動を行いましたが、大正14年4月に公布された「治安維持法」については、反体制思想抑圧のための稀代の悪法と評されているにもかかわらず、東弁が議論をした様子もなく、明白に反対する会員も少なくなったのです。
- **5** 明治26年に公布された弁護十法は、現在と異なり、 弁護士は弁護士会を通じて所属地方裁判所の検事正 の監督を受け、弁護士の懲戒も検事正により懲戒訴 追を請求され懲戒裁判を行うことになっていました。 また、弁護士会の事業の範囲も、法令または弁護士 会則に規定された事項、司法大臣または裁判所が諮 問した事項、司法上または弁護士の利害に関し司法 大臣または裁判所に建議する事項に限られていまし た。明治45年、東弁は、弁護士会を法人とし、そ の自治により会の運営を図ること、 弁護士の懲戒に ついては弁護士会が行うことなどの弁護士法の改正 案を決議しました。日本弁護士協会も政府や国会に 働きかけ、大正11年5月には、弁護士法改正には きわめて消極的だった司法大臣が全国の弁護士会に 対し、弁護士法改正に関する6項目の諮問を行うに 至りました。これにより、弁護士法改正運動が、に わかに世間の耳目をひくようになりました。
- **6** 結局、このときには弁護士法改正は実現しませんでした。しかし、改正運動の中で、「弁護士会は、司法省の監督・懲戒権から離脱しなければならない」とする弁護士自治の声が高まっていったのです。

# <sub>刑事弁護委員会連載</sub> クローズアップ**刑弁**

第4回 証拠一覧表はなぜ使いづらいままなのか

刑事弁護委員会副委員長 赤木 竜太郎 (67期)

## 1 証拠一覧表の記載内容

公判前整理手続に付された事件では、検察官から 弁護人に対し、「検察官が保管する証拠の一覧表」が 交付される(刑事訴訟法316条の14第2項)。これは 一般的に「証拠一覧表」と呼ばれている。「被告人 又は弁護人から請求があったときは」とされていること とから、検察官に請求をしなければ交付されることは ない。もっとも、公判前整理手続に付された時点で、 「証拠一覧表の交付を請求する」旨を簡潔に記載した 書面を提出すれば充分である。

証拠一覧表に記載される証拠は、原則として、当該事件の証拠であって検察官が保管しているもの全てである(この「当該事件の証拠」の範囲をどのように考えるかについては解釈の余地がある。少なくとも、検察庁において当該事件の証拠書類として綴られているものに限定する合理的な根拠はない)。書証も証拠物も含まれる。

書証についていえば、証拠ごとに通し番号が振られ、証拠のタイトルである「標目」、「作成年月日」及び「供述者又は作成者の氏名」(刑事訴訟法316条の14第3項)が記載されている。

証拠一覧表の交付や記載事項は、証拠開示に関する裁定(刑事訴訟法316条の25以下)の対象とならない。もっとも、証拠一覧表の交付義務や、当該証拠を一覧表に記載する義務があるにもかかわらず、検察官がこれに応じないような場合には、訴訟指揮権に基づいて証拠一覧表の交付を命じるよう裁判所に申し立てることが考えられる。

#### 2 活用上の難点

証拠一覧表の意義は明白である。検察官の手持ち

証拠の存在を弁護人に明示することにより、弁護人による円滑な証拠開示請求を可能にするものである。 もっとも、証拠一覧表を活用するにあたっては、いく つか難点がある。

まず、上記のように「標目」や「供述者又は作成者 の氏名 | 以上に、具体的な証拠の内容や概要が記載 されていないということである。一覧表に記載されて いる情報だけでは、その証拠がどのような証拠なのか、 開示を求める必要がある証拠なのか、必要があるとし て類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求の対象 になる証拠なのか、判別できないことが非常に多い。 弁護人が把握している事件関係者が供述者とされて いる供述調書であればよいが、把握していない者が 供述者とされている場合は、それがどのような人物の、 どのような点に関する供述を録取した書面なのか. 一覧表からは分からない。捜査報告書についても, タイトルが「●●に関する報告書」とされているなど、 ある程度内容やテーマを推知できる場合はよいが, そうではないタイトル (例えば、単に「捜査報告書」と されているもの)である場合は、手がかりはほとんど ない。

また、条文上、証拠一覧表に記載されているのは、 検察官が保管する証拠に限られる。したがって、まだ 検察官のもとに追送されずに警察官が保管している証 拠は一切記載されない。そして、ほとんど全ての事件 では、警察官が保管したまま追送されていない証拠が 存在し、その中には相当重要な証拠が含まれているこ とも少なくない。これらの警察官の手元にある証拠も、 判例上、類型証拠開示請求及び主張関連証拠開示 請求の対象となる。

以上を踏まえると、証拠一覧表を確認し、その記 載内容を手がかりに、第一弾の類型証拠開示請求を 行うという発想は非常に危険である。証拠の内容が 一覧表で推知できないことを理由に, 重要な証拠が 開示請求の対象から漏れてしまうことがあり得る上, 検察官の手元にない証拠については確実に請求漏れ が生じてしまう。かえって証拠開示が不十分となり, 本末転倒である。

現行の証拠一覧表の記載事項を前提にすれば、証 拠一覧表は「開示請求漏れがないかの確認」に使う のが望ましい。 すなわち、 証拠一覧表の記載とは無 関係に、まずは類型証拠開示請求を行う(本稿では、 どのような体裁及び内容の類型証拠開示請求が望ま しいかについては触れない)。この段階で、必要かつ 法律上開示されるべき証拠はすべて開示を求めるつもり で請求を行う。そして、検察官より開示がされた後、 証拠一覧表と開示された証拠を対照し、証拠一覧表 から開示済みの証拠を消していく。残った証拠が、検 察官手持ち証拠のうち、未開示の証拠であり、それ をみた上で再度の類型証拠開示請求または主張関連 証拠開示請求の要否及び具体的な内容を検討する。 なお、第一回目の類型証拠開示請求の対象となるこ とが明らかであるにもかかわらず、開示がされていない 証拠が一覧表上で確認できることも多い。このような 場合も、当該証拠について開示するよう、再度検察官 に求めることとなる。

問題は、このような確認作業を行うことの負担の大きさである。証拠一覧表に記載される証拠の点数は通常は数百点であり、大規模な事件であれば千点を優に超える。弁護人は、開示された証拠の標目、作成日、供述者等が一致する証拠が、証拠一覧表上のどこに記載されているか、1点ずつ手作業で確認しなければならない。数時間で終わるような作業ではなく、記録検討や起案を行いながらこの作業を行う弁護人の負担は非常に大きい。

一部の検察官は、証拠開示を行う際に弁護人に交

付する書面において、開示する証拠の標目ごとに、証拠一覧表上の通し番号を記載することがある。また、証拠開示の都度、更新した証拠一覧表(既に開示済みの証拠については網掛けがされているなど、開示済みの証拠と未開示の証拠が一目でわかる工夫がされている)が交付されることもある。このような措置を講じることは、条文上は検察官に義務付けられているものではない。あくまで個々の検察官の判断によるものではない。あくまで個々の検察官の判断によるものと考えられる。もっとも、このような措置が講じられた場合、弁護人の確認作業の負担は劇的に減少する。弁護人は速やかに追加の証拠開示請求の要否を判断することができ、証拠開示をめぐるやり取りの迅速化を図ることが可能となる。

検察官としても (実際の作業をするのは検察事務官であると考えられるが), 証拠一覧表を作成するにあたって手持ち証拠を一覧性のあるデータで管理しており, それと紐付けられた形で, 既に開示した証拠の標目を管理しているのではないかと予想する (少なくともそのような手法は合理的である)。とすれば上記の措置を講じることが, そこまで大きな負担になるとは考え難い。

しかし、残念ながらこのような対応をとる検察官は 一部に限られている。弁護人が検察官に対して要望 しても、応じられないと回答する検察官が圧倒的に 多い。

現状においては、「確認用」のツールとして証拠一 覧表は不完全である。弁護人が個々の事件において 検察官に対して根気強く要請と調整を行い、運用を 変える努力をしていく他ないであろう。 消費者問題特別委員会連載

# 消費者問題の最前線

# 第7回 事業者ファクタリングと貸金関連規制 ~札幌高判令和4年7月7日

消費者問題特別委員会委員 木本 茂樹 (60 期)

#### 1 問題の所在

近年、コロナ禍の影響もあり、二者間ファクタリング\*1と呼ばれるファクタリング取引で、貸金業法や出資法などの貸金関連諸法の規制を潜脱するような取引が大きな問題となっている。その仕組みは、事業者がファクタリング業者に対して、売掛金債権を譲渡するが、債権譲渡通知の発送を留保し、①期限前に事業者がファクタリング業者から譲渡した債権を買い戻す(買戻型)、あるいは、②回収委託契約を締結し、事業者がそのまま売掛金債権を回収してファクタリング業者に引き渡す(回収委託型)というものである。

二者間ファクタリングでは、ファクタリング業者は 事業者を通じて譲渡債権の支払いを受けるため、事業 者の債務不履行リスクを負担する。このため、三者間 ファクタリングと比べても取引の条件(譲渡対象債権 の売買価格)は事業者にとって悪くなる。売掛先が全 く信用不安のない大企業や公的団体であった場合で も、売掛債権の価格は、せいぜい額面の8~9割程度 にとどまることが多い。その結果、経済的に見れば、 年利換算で100%以上の利息を支払っているのと同じ ことになる。にもかかわらず、事業者が二者間ファク タリングを利用するのは、ファクタリングを利用した ことが売掛先に知られると信用の悪化と取られたりし て、取引を打ち切られるおそれがあるためである。

#### 2 二者間ファクタリングに関する争点

二者間ファクタリングに関する訴訟の争われ方はいくつかあるが、最も適切なのは、出資法や貸金業法における「金銭の貸付け」の解釈を争うものと思われる。

出資法も貸金業法も、その規制の対象となる貸付けについて、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」(以下「貸金類似取引」という)を含めている(出資法7条、貸金業法2条1項、同法42条1項)。その趣旨は、法形式が売買など金銭消費貸借取引以外のものであっても、実質的に金銭の貸付けと同様の機能を有するものを広く規制の対象とすることにあるとされている。

したがって、ファクタリング取引が、債権の売買の 形式を採っていても、実質的に金銭の貸付けと同様の 機能を有するものであれば、これらの法令の規制に服 することになる。

## 3 札幌高判令和4年7月7日

本稿で紹介する、札幌高判令和4年7月7日\*2 (LEX/DB掲載判例。以下「札幌高裁判決」という) は、貸金類似取引の解釈が争われた事案ではないが、以下で紹介するように、その解釈の指針を考えるうえでも参考になると思われる。

札幌高裁判決は,買戻型の事案において,「原告が譲渡した債権を買い戻す法的義務を負っていたとは認められず,一審判決の判断を概ね是認する形で,本件各債権譲渡が直ちに金銭消費貸借に当たるとまではいえない」としつつ,「原告の資金調達の手段として金融機関から融資を受ける代わりに締結したもので,何としても買戻期限までに譲渡債権を買い戻すつもりであり,被告もこれを認識した上で,原告から買戻代金の支払を受ける前提であったと認められるから,本件債権譲渡は,事実上,譲渡債権を担保とする金銭消費貸借に近い経済的機能を有していたと評価され

<sup>\*1: [</sup>二者間] ファクタリングと呼ばれるのは、事業者とファクタリング業者の二者で取引が完結することが予定されているからである。これに対して、 債権譲渡通知を発送し、売掛先から異議を留めない承諾を得るなどして売掛先も関与させるものは三者間ファクタリングと呼ばれる。

<sup>\*2:</sup>一審は、旭川地判令和3年10月1日・D1-Law掲載判例。

る」としたうえで、「出資法5条3項が業として金銭の貸付けを行う者に対して特に重い罰則をもって禁止している上限利率を大きく超える高額の利益を得たものであり、これらを全体としてみると、本件債権譲渡1~8は、控訴人が上記のような被控訴人の切迫した状況等に乗じて、貸金に関する各種規制を潜脱し、短期間に極めて高額の利益を得る手段として締結されたものであって、公序良俗に反し、無効である」とした。

他の裁判例の中には、買戻し義務や回収受託義務がないことを貸金類似取引等該当性を否定する根拠としているものがある。しかしながら、例えば、質屋営業\*3が、出資法の適用を受ける金銭の貸付けにあたるとされている\*4こととの対比からしても、買戻し義務や回収を受託する義務がないことをもって直ちに貸金類似取引にあたらないとするのは妥当ではない。一方で、金銭の交付と返還が予定されているものが直ちに貸金類似取引にあたるとすると、例えば、損害賠償の予定を定めた売買契約などもこれにあたることになりかねず、その範囲が広範になりすぎる。

札幌高裁判決は、この点について、当事者が買戻しをせざるを得ない状態にあり、双方当事者がこのことを認識していた点に着目しており、これは二者間ファクタリングの本質を捉えたものであり、貸金類似取引該当性の判断基準としても適切であると思われる。

札幌高裁判決の事案は、買戻型の事案であるが、 回収委託型においても、事業者が回収委託を受け、 自ら回収しなければならない事情は、買戻型の場合と 同じである。すなわち、事業者としては、債権譲渡禁 止特約の存在や信用不安を惹起することへの懸念など により、取引先にファクタリングを利用している事実を知られたくないことから、債権譲渡通知の発送を留保し、無償の回収委託を受けることで、取引先にファクタリングを利用している事実が知られないようにせざるを得ない状態にある。そして、その結果、ファクタリング業者から事業者に金銭が交付され、後日、回収した債権の引渡しという形で、事業者からファクタリング業者に金銭が返還される構図となっている。この意味では、買戻しをせざるを得ない事情とそれにより生じている経済構造に着目した札幌高裁判決の判断枠組は、回収委託型にも妥当するものと考えられる。

#### 4 今後の課題

事業者ファクタリングについては、貸金類似取引に 当たる場合について、定まった解釈基準が定立されて いない。また、近年では、事業者ファクタリング以外 にも,「先払い買取」や「後払い決済」など, 出資法 や貸金業法を潜脱する商法がいくつも登場している。 このうち、事業者ファクタリングの仕組みを給与所得者 に転用したものとして、給料ファクタリングと呼ばれる ものがあるが、これについては、刑事事件ではあるが、 本年2月に貸金業法違反・出資法違反にあたるとの最 高裁の判断\*5が示され、その中で「賃金債権の譲渡 を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の 留保を希望していたものであり、使用者に対する債権 譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さ ざるを得なかった」ことも理由として挙げている。今後 も、判例の蓄積を通じて貸金類似取引の判断基準が 明確化されることが望まれる。

<sup>\*3:「</sup>物品を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業」(質屋営業法1条1項)をいい、質置主は、質物を受け戻す義務はない。

<sup>\*4:</sup> 質屋営業法36条1項・2項。なお、質契約は貸金業法の適用は受けないが、これは、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの」(貸金業法2条1項2号)にあたるからである。

<sup>\*5:</sup>最決令和5年2月20日・LEX/DB掲載判例。

# 役立つ! 会務活動



#### vol.7

# 「密」な関係を目指して

会員 畔山 亨(67期)

#### 1 はじめに

私の所属する国際委員会は、外国法事務弁護士の 資格審査や国際的な交流活動等を行っている。現在、 当委員会では以下の3つのチームと5つのグループを 設けて活動している。

#### 2 外国法事務弁護士審査チーム

外国法事務弁護士資格審査の担当並びにガイドライン, 判断事例集及びマニュアルのアップグレード等を行う。

#### 3 セミナーチーム

国内外で開催される各種セミナー・勉強会対応等を 行う。

#### 4 広報チーム

東弁ウェブサイト英語版改訂や委員会広報活動の 対応等を行う。

#### 5 インハウスグループ

企業内弁護士の情報交換及び発信の場の検討等を 行う。

#### 6 留学サポートグループ

海外留学を希望する会員に対して留学支援・協力を 行うことを検討している。

#### 7 コモンロー勉強会グループ

英語によるコモンロー勉強会の企画運営を行う。同 勉強会は当会会員であれば広く参加可能であり、これ までに4回実施されている。



ウェブサイトでは英語でも情報発信している。

#### 8 神奈川県弁護士会グループ

同会との交流や共同セミナーの企画運営を行う。昨年 度は神奈川県弁護士会国際交流委員会との交流イベント として個人情報保護法に関するセミナーが実施された。

#### 9 外国弁護士会グループ

外国弁護士会・国外法曹団体との交流等を行う。

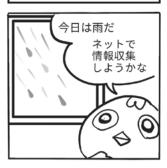
#### 10 コロナ禍を経て

当会の外交活動の観点からは、外国弁護士会や国外法曹団体主催のイベントに参加して親交を深めることが重要である。コロナ禍においては国際交流イベントがオンライン開催となる等の変化を余儀なくされたが、外国弁護士会や国外法曹団体との関係をより「密」なものとするためには当委員会の委員による対面でのネットワーキングの意義が大きいように思われる。今後も当会の国際的なプレゼンスの向上に貢献できれば幸いである。



こちらから読んでね

#### LIBRA専用のアカウント!









厚生委員会連載

# 東京弁護士会の「同好会制度」

vol.7 有志が集い, 新たな東弁公認同好会を 設立しましょう。



厚生委員会委員長 中島 真紀子(52期)

会員の皆さんは、東京弁護士会に同好会制度があることをご存じでしょうか。

現在、囲碁、将棋、ゴルフ、宝塚歌劇、オペラ、の5つの同好会が公認同好会として活動しています。 公認同好会は、当会の新入会員歓迎会への参加や当会の公設のウェブサイトなどでの案内等が認められており、 この間LIBRAで各同好会が連載企画で紹介されました。

当会には「同好会の公認に関する細則」があり、概略、①健全な目的と実体を有する団体であること、②当会会員が20人以上在籍していること、③会則等を具備していること、④代表者が当会会員であること、⑤団体としての活動実績が1年以上あること、⑥当会の品位を損なうものでないこと、の諸条件を満たせば、公認同好会となることができます。

同好会の設立にあたっては、厚生委員会の各委員が積極的に皆さんの相談に応じ、お手伝いをさせていただきます。

今回は、まだ公認手続きを経ていないけれども永年活動してきた団体や、これから設立しようとする団体を紹介します。このほかにも設立の希望があれば、ぜひご連絡ください。



# 「東京ローヤーズ」

我々東京弁護士野球クラブ(通称・東京ローヤーズ)は、東京三会合同の軟式野球チームです。9期の重鎮から74期の若手までが、毎週土曜日を中心に、全国の弁護士会の野球チームとの間で年に一度日本一を決する日弁連野球決勝大会(今年は福井県開催で、来年は札幌開催です)で優勝することを目標に日々活動しています。

メンバーの球歴は、東京六大学野球や甲子園出場経験のある猛者から、中学軟式野球部止まりの者、全くの未経験者まで様々です。選手の個性も様々で、130km後半の速球を投げ込む若手投手もいれば、変化球を操り打者を手玉にとる80歳のベテラン投手も活躍

しています。 柵越え本塁打を放つ長距離砲もいれば、 足を活かす者、守備職人、代打の切り札、ムードメーカーなど、各選手の個性を発揮する活躍の場が必ずあり ます。

この記事を読んで少しでも「野球をやりたい」と思った方, 経験の有無を問わず, ご連絡をお待ちしております!



# 「法曹レールファンクラブへようこそ」

法曹レールファンクラブは、今から30年ほど前に、当時の石田穣一東京高等裁判所長官ほか数名の鉄道好き弁護士が集まって発足した鉄道ファンの同好会です。現在、我々弁護士のほか、裁判官、検察官の鉄道ファン70名ほどの乗客(会員)が集まっています。

乗車企画や見学企画、飲み会では、ライトな会員からディープな会員まで多種多様な法曹三者の鉄道ファンが 集まっては鉄道談義に花を咲かせ、年一回発行の会報 「法曹レールファン」でそれぞれの鉄道への想いを披露 しています。

コロナ禍の折は企画実施もなかなか叶いませんでしたが、昨年11月には新潟県で車両を一両貸し切って創立30周年記念の行事を行いました。

日々飛び交う法律の話の中に,鉄道の話で一服の清涼 感を味わいたい方のご参加をお待ちしております。



## 「ワイン好きの方、集いましょう」

ワインの楽しみは、何といっても官能を直撃する香りと味わいですが、無限の蘊蓄や、ワイン・エキスパートなどの資格も、理屈を扱い試験が得意な弁護士を魅了します。

フランスのボルドー・ブルゴーニュあたりから出発しても、アルザスや南仏系の個性派は捨てがたく、イタリアやスペインにもそれぞれ熱狂的なファンがいます。カリフォルニア・オーストラリア・ニュージーランドなどの新世界ワインもクオリティが高く、中には非常に高額なカルトワインまであります。さらに、日本のワインも

近年の著しい品質向上のため、侮れません。このように、 一度ワインに嵌ると、なかなか抜け出すことはできません。

東弁のワイン好きが集う場として、ワイン同好会の準備をしています。興味のある方は是非おいでください。



## 「日本酒を飲んで飲み友を増やしませんか」

「蔵人はお酒を醸し、人と人の縁を醸す」。約400年前から東京で酒造りを営む豊島屋酒造株式会社のWebページに掲げられている言葉です。コロナ前に東村山にある酒蔵で開催される豊島屋酒造のお祭を訪れた際、青空の下で日本酒を飲みながら友人と語らう人々の笑顔を見て、ここは酒飲みの天国かと思い、日本酒が人と人をつないで、人々を楽しませる力があることを実感しました。

集まって日本酒を飲めば,楽しい時間を共有でき, 仲間ができます。同じ席で杯を重ねれば初めて会う人 とも親しくなることができ、3杯飲んだら飲み友になれます。

日本酒好きが集う場として,日本酒同好会を設立 する予定です。美酒をご一緒して,飲み友になりませ んか。

# わたしの修習時代

紀尾井町:1948-70

湯島:1971-93

和光:1994-

71期(2017/平成29年)

# 多くの出会いがあった修習時代



会員 牧野 輝暁 (71期)

私は大学→法科大学院→司法修習と社会人経験なく司法修習生になったため、司法修習は社会人デビューでもあった。そのため、初めて社会に出て様々な場所に行き、人と出会い、学ぶことが非常に楽しみであり、実際に今修習時代を振り返ってみても思い出されるのは楽しかった思い出ばかりである。

私の修習地は東京である。私は地方の出身であり、また上京後もずっと多摩地域に住んでいたため、和光や霞が関に行くことすらも楽しかったし、初めて東京地方裁判所の正面入り口の前に来た時「ニュースで見るところだ!」と感激した。私は現在当会の法教育委員会に所属しており、同委員会では学生を対象とした裁判傍聴の引率を活動として行っている。その活動の中で中学生や高校生の裁判傍聴を引率すると、生徒たちは皆目を輝かせて興味津々で私の話を聞いてくれる。その様子を見ていると私も初心を思い出すことができる。

また、司法修習の同期は多種多様なバックグラウンドを持っており、社会人経験のある同期や、全国各地からやってきた同期から、私の知らない世界(というと大袈裟かもしれないが)の話を聞くことは非常に楽しかった。なお、私は社会人経験のある10歳程度も年上の同期のことを同い年くらいだと勘違いし、タメロで接してしまうという失態を犯したが、それによって距離が縮まり仲良くなれたため、結果オーライだったと思う(心の広い同期ばかりで感謝

している)。実務修習では裁判官、検察官、弁護士を始めとする多くの実務家の方々に大変お世話になった。裁判修習で学んだ量刑の考え方や証拠の見方、検察修習で学んだ事件の見通しの立て方、弁護修習で学んだ依頼者との接し方は、弁護士になって5年目を迎えた今でも私の中で確実に生きていると感じる。

司法修習では出会いに恵まれ、現在でも修習時代の繋がりは続いている。検察修習で同じ班だった同期とは今でもたまに会ってはお酒を飲む仲であり、先日は検察修習でお世話になった検察官の方もお誘いして一緒にお酒を飲むことができた。また弁護修習でお世話になった弁護士の方が自身の事務所を立ち上げた際のパーティーにお声がけいただき、お祝いすることができた。本稿を執筆することとなったのも、同期から声をかけてもらったことがきっかけである。このように現在でも修習時代の繋がりは続いており、実務家になってから修習時代にお世話になった方々とお話しすると、修習生だった頃とはまた違う視点・考え方でお話ができるため非常に楽しい。

楽しかった修習時代は本当にあっという間で、既に私が弁護士になって5年目である。修習時代の出会いに感謝するとともに、その経験を生かして素晴らしい弁護士になれるようこれからも励んでいきたい。

# 74期リレーエッセイ

# 弁護士という職業と私の今後について



## 会員 髙木 勝瑛

#### 1 はじめに

私は、令和4年4月25日から、都内の弁護士事務所で働き始めた。74期は、新型コロナの感染拡大の影響で、司法試験、司法修習、二回試験、弁護士会への一斉登録のそれぞれが例年より後ろ倒しになった。令和5年4月をもってようやく、登録から1年が経つことになる。

そんな私が、弁護士1年目を振り返ってみて、弁護士1年目に感じたこと、弁護士になる以前に想像していた弁護士像とのギャップなどを書いてみたい。

#### 2 法律に関する能力以外の能力

まず、私が弁護士になって、最初に感じたことは、法律以外の能力を求められる場面の多さである。たとえば、法律相談の場面である。弁護士になる前は、法律相談の場面では、相談者の疑問点について、法的な見解を示すことが大切なのだろうと漠然と考えていた。しかし、先輩弁護士のお話や書籍の記載からすると、どうやら法律相談の場面では、相談者の相談内容に表面的に回答するだけでなく、対話を通じて、相談者が本当に実現したいことはなにかを引き出し、それを弁護士としてどのようにサポートできるのかを提示する必要があるようである。この際には、リスクの説明をしっかりしたり、断定的な言葉を控えたりなど、多くの注意点があるとのことである。

また、交渉の場面である。弁護士になる前は、弁護士は、基本的に、法廷で法的主張をぶつけ合うものだと考えていた。しかし、交渉という業務がなかなか多い。交渉では、法的な主張を背景にしつつも、合意による紛争解決を求めるもので、書面のやり取りだけでなく、電話や対面で直接交渉したり、交渉相手も、相手方本人であったり、代理人が就いていたりと様々である。法的な

主張と全く関係のないところで合意したりもする。交渉は実に多角的な能力が必要とされていると感じている。

さらに、事件を受任した後の依頼者とのコミュニケーションである。依頼者に対して適切なタイミングで報告・連絡を行うのはもちろんのこと、紛争の当事者である依頼者の気持ちに寄り添うことを怠ると、依頼者との関係が崩れかねない。

#### 3 法律に関する能力

また、法律についても、多くの知識が求められることを実感している。弁護士になってみると、司法試験時代に学んだ法律以外の法律(特別法など)の知識が求められる場面が非常に多い(これは、弁護士になる前からある程度想定していたことではあるが、なかなか苦労している)。

#### 4 おわりに

このように、弁護士は、実に多角的な能力を求められていると感じる。これらは、今まで学んでこなかったものばかりである。現在のところは、今までの人生で培ってきた様々な能力(微々たるものである)を総動員して対応を試みているがまだまだ足りない。当然であるが、実力不足を痛感する毎日である。

ただ、今のところ、弁護士業務は非常に楽しい。法律 以外の能力も全くもって不足しているし、法的な知識 や能力もまだまだ足りない。しかし、それがまた楽しい のである。新しいアルバイトを始めたときや新しい勉強 を始めたときのわくわくに似た感覚がある。

弁護士は、業務分野が幅広く、様々な能力が求められる。今後しばらくの間、飽きることはなさそうである。 今後の弁護士人生、様々なことに積極的に取り組んでいきたい。

## お薦めの一冊

# 『はじめての西洋ジェンダー史』

弓削尚子 著 山川出版社 2,530 円(税込)

普遍性を疑う ジェンダー史の営みから

会員 松田 亘平 (73期)

本書は、西洋ジェンダー史の入門書である。ドイツ 史、ジェンダー史を専門とする著者が、主に法学部 の学生を対象におこなってきた講義がベースとなって いる。

西洋ジェンダー史は、西洋で普遍的だと考えられ、その後世界に伝播したジェンダー観が、西洋近代化の過程で歴史的に構築されてきたことを、様々なアプローチによって明らかにしてきた。本書はそうした取組みを、家族史、女性史、女らしさ・男らしさ、身体史、男性史、軍事史、グローバル・ヒストリー等のイシューごとに描写している。

ここでは、ジェンダー史研究の前史として位置づけられる女性史研究について簡単に紹介したい。

近代的人権の出発点の一つとして、フランス革命期の「人権宣言」がある。同1条は「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、存在する」と規定し、人権の普遍性を宣言した。

しかし、実はその普遍性に限界があることは、すでに 革命期の同時代を生きた女性オランプ・ド・グージュ によって指摘されていた。グージュは、「人権宣言」の タイトルを homme(人間/男性)から femme(女性) へ、citoyen(市民/男性市民)を citoyenne(女性 市民)へ置き換えること(「女権宣言」)により、「人 権宣言」は男性市民だけのものにすぎないと喝破した (本書76頁)。

グージュは、「女権宣言」発表の2年後、反革命の嫌疑をかけられて処刑され、それとともに「女権宣言」も葬り去られた。「女権宣言」に脚光が集まったのは、20世紀後半のことである。1960年代末からのウー

マン・リブの高まりに伴い、女性史研究が誕生した。 女性史研究は、女性が自らの手で歴史のなかの女性 をすくいとり、女性の歴史を書くことを試みた(本書 54頁)。女性史家は、男性歴史家が忘却の彼方に 追いやった「女権宣言」の「発掘」を通じて、人権の 普遍性には、歴史的に構築されたイデオロギーとしての 側面があることを明らかにしたのだ。

フェミニズム運動の一環であった女性史がより学術的に発展したものが、ジェンダー史であると言える。著者は、本書のむすびにおいて、「ジェンダー史について学び、考えることの醍醐味は、『自分事』として歴史を身近に感じ、ジェンダーの歴史的構築性に敏感な思考力を養うこと」であり、「異性愛主義に基づく男女の二元化されたジェンダー規範を、『創られた伝統』と捉え、批判的思考を重ねることで、誰もが『自分らしい生き方』へと近づくことができればと思います」と述べている(本書301頁)。ジェンダー史研究は、人々がジェンダー規範から自由になり、自分らしく生きるヒントを与えてくれるのだ。

基本的人権の擁護を使命とする弁護士の世界において、ジェンダー平等の遅れやダイバーシティの欠如が指摘されて久しい。しかし、伝統的な弁護士像が有する規範性は、依然堅牢であるように感じる。伝統的な弁護士像は普遍的ではなく、あくまでも戦後の一時期に形成されたにすぎないのではないか。その歴史的構築性を明らかにすることは、私たちの選択肢を多様なものにし、ジェンダー平等やダイバーシティの実現の一助となるだろう。私たちはジェンダー史の営みに学ばなければならない。

# コーヒーブレイク



# 自宅にサウナを作った話

会員 辻田 寛人(70期)

コロナが蔓延し始めた頃、私の中ではサウナブームが 到来していた。たとえ仕事が深夜に終わっても、そこから24時間営業のサウナへ行き、居酒屋で一杯飲んで帰るというリフレッシュの選択肢があるのは業務との 関係でも有益であった。

しかし、コロナが広まると、3密(密閉・密集・密接) を避けなければならないこととなり、多くのサウナの 使用が自粛された。

そこで、自宅にサウナを設置できないかとインターネットで検索したところ、家庭用サウナという商品があることが分かった。しかし、価格は数百万円と高価であり既製品を導入することは躊躇された。

このような経緯で、私はサウナを自作することとした。 サウナの要素は、①密閉空間と②熱源である。材料は 以下のとおりとした。

#### ① 密閉空間:グロウテント

密閉空間を作るためにグロウテントを輸入した。本来何をグロウするためのテントかというと、ある種の植物である。室内でそれらの植物を栽培するため、非常に強力な遮光、防水、断熱性能を実現しつつ、それでいて酸素を供給する空気流路、光源を引き入れるための経路を確保でき、かつ容易に掃除ができるアイテムである。出入口となる扉部分はジッパーで開閉するところ、



防爆ジッパーという 空気が漏れない特殊 なジッパーが用いら れている。サイズは 80cm×80cm× 160cmのものにし, 価格は約1万円であった。グロウテント の中には、椅子,温 度計を入れ、LED ライトを吊るした。

## ② 熱源:IHクッキングヒーター+フライパン+ 石焼き芋の石+ドライヤー

火を用いれば容易に温度を上げられるが、ストーブやガスコンロ、七輪は一酸化炭素中毒や火災報知器の作動の可能性が高いため諦めた。そこでIHクッキングヒーターをグロウテントの中に入れた。サウナストーンの代わりに、フライパンに遠赤外線が出る石焼き芋の石(小粒)を入れ、水を入れてロウリュウ(水蒸気で熱伝導率の上昇)を行い、ドライヤーでアウフグース(水蒸気の撹拌)を行った。檜の香りのするオイルを入れたりした。

これでプライベートサウナの完成である。誰が何と 言おうと紛うことなき正真正銘のサウナである。帰宅 しては自作サウナと保冷剤を入れた水風呂とベランダ のベンチを行き来し、冷蔵庫のビールを飲んで安眠 した。

そのような折、私のもとに一件の事件の依頼がきた。 賃借人が無断で貸室内にサウナを設置したので、用法 遵守義務違反、無断増改築を理由に賃貸借契約を解 除して退去させてほしいという依頼である。賃借人が設 置したサウナの仕様を見ると、多額の費用をかけて内装 工事をして本格的なサウナを実現していた。強いこだわ りを感じられ、正直とても羨ましかった。とはいえ、賃 貸借契約違反と考えられ、争いはあったものの賃借人 には無事退去いただいた。原状回復工事で廃棄された 熱源が非常に勿体なかった。

そういう私自身は賃貸借契約違反ではないのかと問われると、あれは単にIHクッキングヒーターで小石を煮詰めているだけであり、サウナなどでは断じてない。したがって、何らの違法性もない(はずである)。が、自作される場合はご注意されたい。

引っ越しに伴い、自作サウナは撤去してしまったが、 サウナを自作すること自体がとても楽しかったのでご 紹介する。

## 法務大臣らによる特定の弁護団及びメディアへの牽制に抗議する会長声明

2021年3月に、名古屋出入国在留管理局に収容されていた スリランカ人女性(当時33歳)が亡くなった事件に関し、同 人の入管施設内の映像(以下「映像」という。)として国が証 拠提出した資料の一部を、本年4月6日、遺族側弁護団(以下 「弁護団」という。)がメディアに公開した。

報道によれば、全体で約295時間の映像のうち、国が証拠として提出したのはわずか約5時間分である。この証拠提出も、映像をすべて開示するよう求め続ける遺族の声を受け、裁判所が促して、ようやく国が約5時間分だけ応じたものであり、弁護団が公開した映像はその中の更に約5分間のみである。このような、公益目的の国家賠償請求訴訟において、明らかにされた証拠を代理人弁護士が世に示し、社会に向けて問題提起を行うことは、これまでも様々な事件で行われている。

公表の趣旨につき、遺族と弁護団は、収容施設内での死亡事件について、政府によるしかるべき検証も反省もないまま、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)改定案の国会審議が行われそうな事態を受け、「収容制度のあり方を適切に議論するためには、収容の実態を知ってもらう必要があると考えた」という。弁護士法第1条は、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、法律制度の改善に努力しなければならない旨を定めている。全国各地の弁護士会から入管法改定案に対する反対の声が相次ぐ中、弁護団による映像の公開は、まさにこの法的責務に忠実な行為であったといえる。

また、死亡事件の原因解明が「入管の法運用の問題点や法 改正の適否を明らかにするために必要不可欠である」とした当 会会長声明(2021年5月17日付)とも、その軌を一にする。

これに対し、齋藤健法務大臣(以下「齋藤法相」という。)は同7日の記者会見で、「ビデオ映像は国が証拠として提出をし、これから裁判所において取り調べることになっている約5時間分のビデオ映像の一部を原告側が勝手に編集して、マスコミに提供して公開した」と映像の公開を問題視し、「訴訟係属中の個

別案件で、法務大臣として所感を述べることは司法への影響に 鑑み基本的には差し控えたいが、本件については皆さんにもよく 考えてもらえたらと思う」と、弁護団とメディアへの牽制とみら れる趣旨の発言を行った。

さらに、齋藤法相の上記発言をSNSで紹介し、「衆議院法務委でも問題視しました。ウィシュマさんもご自身の弱られた様子を週刊誌を通じて公開されることを望むでしょうか?編集も無断であり裁判所も証拠開示に慎重にならざるを得ません」、「懲戒請求対象になってもおかしくない」、「勝手に改ざん」などとコメントする国会議員も現れた。

民事訴訟法上,提出された取り調べ前の証拠を公開してはならないという規定はなく,弁護団による映像の公開に,何ら違法はない。むしろ,公益目的から,二度と同じ惨劇が起きぬよう真実を広く伝えたい遺族の願いに,弁護団が応えたものである。公益的な個別の弁護活動を,法務大臣が個別に取り上げ,一方的に問題視することは,遺族の切なる願いを軽んじ,弁護士法第1条に忠実な弁護活動や弁護士の名誉・信用を無用に傷つけるものである。ましてや,不当な懲戒請求を市民にあおるような言動など,許されるものではない。さらに,「よく考えてもらえたら」などとメディアを牽制することは,憲法第21条第1項により保障される報道の自由,ひいては市民の知る権利への不当な干渉となりかねないものである。

当会は、入管法改定案の国会審議が間近な時期に、政府案に反対する弁護団やメディアへの牽制・圧力と受け取れる法務大臣の発言や、それを支持して助長する言動が国会議員から相次いだことに対し、断固として抗議するとともに、国会審議に関するメディア報道への不当な影響を払拭するため、発言及び言動の即時撤回を求める。

2023(令和5)年4月20日 東京弁護士会会長 松田 純一

#### 憲法記念日にあたっての会長談話

1947 (昭和22) 年5月3日に日本国憲法が施行され、今年で76周年を迎えます。

私たちの憲法は、先の大戦で破壊され、疲弊しきった市民生活を取り戻すことに必死で、まさに、いきいきと生きること「生」が渇望された、そのような時代に誕生しました。

主権者である国民が制定した憲法は、市民が実感した戦争の 惨禍を踏まえて、戦争を放棄することに「生」への希望を見い だし、国民一人ひとりが国に大切にされるべき存在であるとして 基本的人権の尊重の原理を定めました。

そして今, 「生」をどのように実現するのかに焦点が当たっています。

ウクライナでは、昨年2月のロシアによる軍事侵攻によって始まった軍事行動が今なお継続しており、「生」への欲求が切実に高まっています。そのような状況下、日本国内では、「現実的な安全保障」の名目で敵基地攻撃能力が議論され始めています。しかし、戦争を仕掛ける口実を与えないよう、国際社会で共存していくための「平和外交」による安全保障の確保に向けたたゆまぬ努力は継続すべきです。私たちは「生」をどのように実現するのかの判断の岐路に立っています。

長く続いた新型コロナウイルス禍は、新型コロナウイルスが本年5月8日に5類感染症に移行することから、ひとつの区切りを迎えるものとみられます。約3年に及ぶ自粛生活は、市民生活に重大な障害をもたらしました。これまで感染防止対策が前面

に出された結果、制限され後景に押しやられてきた生存権(第25条)、学習権(第26条)、財産権(第29条)、営業の自由や移動の自由(第22条)等の基本的人権の回復をどのように図るのかが重要な課題です。これらの人権を取り戻すことは「生」の実現であるはずです。

憲法は、「個人の尊重」(第13条)を定め、国民それぞれが多彩な「生」を営むことを認め、国がそれを応援すべきことを定めています。高齢者・障害者・外国人・LGBTQなど多様な人々を対象としたダイバーシティ&インクルージョンの推進、とりわけ、ジェンダー平等の確保や同性婚、選択的夫婦別姓への理解とその対応は、多彩な「生」を実現するために不可欠な前提です。自分と違う「生」には違和感や拒絶感を感じがちですが、一人ひとりが自分らしい「生」を獲得するためには、相互の理解と寛容、受容が欠かせません。そうした社会のあり方こそ、活力ある、魅力的な社会であると考えます。

私たち東京弁護士会は、これからも憲法の価値を支え、広げ、 市民の「生」の護り手としての立場を堅持いたします。また、 必要な法的支援を提供するなどして、皆様からの期待、要望に お応えすべくよりいっそう邁進いたします。

> 2023(令和5)年5月3日 東京弁護士会会長 松田 純一